

(素案)

沖縄県過疎地域持続的発展方針

(後期 令和8年度～令和12年度)

令和7年9月2日時点

令和7年〇月

沖 縄 県

目 次

第1章 基本方向	1
第1節 基本的な事項	1
1. 過疎地域等の現状.....	1
(1) 過疎市町村等の状況.....	1
(2) 人口及び面積等	2
(3) 人口構成	3
(4) 産業構造	6
(5) 市町村民所得の状況.....	8
(6) 市町村財政.....	9
2. 過疎対策の実績と課題	10
(1) 過疎対策の実績	10
(2) 今後の課題.....	13
第2節 過疎対策の基本方向	15
1. 施策展開の基本方針	15
2. 広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連.....	17
3. 過疎地域等市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助 ..	18
第2章 施策の展開.....	19
第1節 生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備.....	19
1. 生活環境の整備	19
【生活環境の整備の方針】.....	19
(1) 自然環境の保全及び再生	20
(2) 水道施設、下水道処理施設等の整備	20
(3) ごみ処理施設等の整備	21
(4) 公園、公営住宅の整備.....	21
(5) 消防・防災体制の充実	21
(6) 防災・減災対策のための社会基盤の整備.....	21
(7) 再生可能エネルギーの利用推進	22
(8) 過疎地域等のSS(ガソリンスタンド)への対応	22

2. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	23
【交通施設の整備、交通手段の確保に向けた方針】	23
(1) 港湾、空港の整備	23
(2) 県道及び市町村道等の整備	24
(3) 農道等の整備	25
(4) 交通確保対策	26
3. 教育の振興	28
【教育の振興の方針】	28
(1) 公立小中学校等教育施設の整備	28
(2) 社会教育施設、社会体育施設の整備	30
(3) 教育の機会均等の確保	31
4. 保健医療の確保	33
【保健医療の確保の方針】	33
(1) 医療の確保	33
(2) 地域保健の確保	34
5. 子ども・子育て支援の充実、高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進	36
【子ども・子育て支援の充実、高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進の方針】	36
(1) 子ども・子育て支援の充実を図るための対策	36
(2) 高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進を図るための対策	36
6. 地域文化の振興	37
【地域文化の振興の方針】	37
(1) 地域文化の保存、継承等	37
(2) 地域文化の振興等に係る施設指定等の促進	37
7. 集落の維持・活性化と整備	38
【集落整備の方針】	38
(1) 集落の維持・活性化	38
(2) 集落の再編整備	39
(3) 集落を支援する人材の確保	39
第2節 地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化	40
1. 産業の振興	40
【産業振興の方針】	40
(1) 農林水産業の振興	41
(2) 地場産業の振興	52
(3) 企業の誘致対策	53
(4) 起業の促進	53
(5) 商業の振興	53
(6) 観光の振興	53
(7) 新たな産業の振興	54

(8) 就業の促進	54
第3節 施策展開の支える取組の推進.....	56
1. 移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成	56
【移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成の方針】	56
(1) 移住の促進	56
(2) 地域間の交流の促進	57
(3) 地域社会の担い手となる人材の確保・育成	57
2. 地域における情報化	59
【地域の情報化に向けた方針】	59
(1) 情報通信基盤の整備及び地域情報化の促進	59
(2) ICTを活用する能力の習得に向けた機会の提供	60

【表・図】目次

表 1	過疎市町村等の指定状況	1
表 2	人口増加率	2
表 3	圏域別過疎市町村等の人口推移	3
表 4	圏域別過疎市町村等の年齢階級別人口構成	4
表 5	過疎市町村等の若年者(15歳～29歳)・高齢者人口(65歳以上)推移	5
表 6	圏域別過疎市町村等の産業就業別人口	7
表 7	市町村民所得の状況	9
表 8	過疎市町村等の財政指標	10
表 9	過疎地域自立促進計画の実績(県計画)	11
表 10	過疎地域自立促進計画の実績(市町村計画)	12
表 11	過疎対策事業債施設別充当内訳実績	13
表 12	過疎市町村等の圏域区分	18
表 13	県道及び市町村道の整備状況	25
表 14	農道・林道の整備状況	26
表 15	小学校の状況	29
表 16	中学校の状況	29
表 17	幼稚園の状況	29
表 18	施設の整備状況	30
表 19	社会教育施設の整備状況	31
表 20	社会体育施設の設置状況	31
表 21	医療施設に従事する医師・歯科医師数	34
表 22	医療施設数	34
表 23	経営耕地面積と経営耕地面積規模別販売農家数	42
表 24	農家数の状況	43
表 25	年齢階級別農業就業人口の状況	43
表 26	農業生産基盤事業整備実績	44
表 27	さとうきびの生産状況	45
表 28	パインアップルの生産状況	46
表 29	家畜の飼養頭数及び生産頭数	48
表 30	さとうきび生産額(令和5/6年期産)	49
表 31	森林の状況	50
表 32	漁業経営体(個人経営体数)	51
表 33	年齢別漁業就業者数(全県)	51
表 34	海面漁業・養殖業生産量	51
図 1	沖縄県の過疎対策の基本方針	17
図 2	保健師未設置・一人設置町村数の推移	35
図 3	沖縄県保健師数の推移	35

第 1 章 基本方向

第 1 節 基本的な事項

1. 過疎地域等の現状

(1) 過疎市町村等の状況

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第 19 号)に基づき公示された過疎市町村は2市^{※1,2}3町 12 村の 17 団体、また、同法施行令に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村^{※3}は1町1村の2団体で、これらの計 19 団体は県下 41 市町村の 46.3%を占めている。圏域別にみると、過疎市町村が北部圏域7町村、中南部圏域7市町村、宮古圏域2市村、八重山圏域1町、特定市町村及び特別特定市町村が中南部圏域1村、八重山圏域1町となっている(以下、過疎市町村に特定市町村及び特別特定市町村を加えた市町村又は地域を「過疎市町村等」又は「過疎地域等」という)。

また、これらの市町村のうち、16 市町村が離島(14 団体)及び一部離島(2団体)となっており、地理的・自然的制約条件もあって、その地域の持続的発展は、依然として厳しい状況にある。

表 1 過疎市町村等の指定状況

指定状況	市 町 村 名	離島	備考
過疎地域	国頭村、大宜味村、東村	—	北部圏域 1 町 6 村
	本部町	一部離島	
	伊江村、伊平屋村、伊是名村	離島	
	南城市(旧知念村区域) ^{※1}	一部離島	中南部圏域 1 市 1 町 5 村
	粟国村、渡名喜村、座間味村、 渡嘉敷村、久米島町、南大東村	離島	
	宮古島市 ^{※2} 、多良間村	離島	
	与那国町	離島	八重山圏域 1 町
特定市町村 及び特別特定 市町村 ^{※3}	北大東村	離島	中南部圏域 1 村
	竹富町	離島	八重山圏域 1 町

※1: 南城市は、新過疎法第3条第2項の規定に基づき旧知念村の区域が過疎地域とみなされる。

※2: 宮古島市は、新過疎法第 42 条の規定に基づき過疎地域とみなされる。

※3:「特定市町村」とは、過疎地域自立促進特別措置法において過疎地域であった市町村のうち、新過疎法における過疎地域の地域要件に該当しなかった市町村(いわゆる卒業団体)。さらに、特定市町村のうち財政力指数が0.4以下の団体は「特別特定市町村」とされ、新過疎法に基づく経過措置(過疎対策事業債の発行や都道府県代行業の活用など)の適用期間が7年間となる。

(2) 人口及び面積等

令和2年国勢調査の人口をみると 104,282 人で、県人口 1,467,480 人の 7.1%、世帯数は 47,519 世帯で、県全体 614,708 世帯の 7.7%となっている。

面積は 1,208.65k m²(令和2年国土地理院)で、県面積 2,282.59k m²の 53.0%を占め、また1k m²当たりの人口密度は、県全体 642.9 人に対し、過疎市町村等は 86.3 人で、県全体の 13.4%であり、過疎地域等は広大な面積に人口が一割弱の状況にある。産業振興については、非過疎地域と比較して総じて立ち後れており、県土の均衡ある発展を図る上からも、その地域の持続的発展は重要な課題となっている。

本県の過疎地域等の人口は昭和 40 年代に急激な減少が見られた。その後、人口減少率は全国平均を下回る傾向で推移している。とはいえ、過疎地域の指定要件となる昭和 50 年以降の国勢調査の対前回比でいずれも人口は減少しており、過疎化が今なお続いている状況にある。

令和2年国勢調査の人口を昭和 55 年国勢調査の人口と比較すると、県人口が 32.6%増加しているのに対し、過疎地域等は、20,363 人、16.3%の減少となっている。

直近の平成 27 年国勢調査との比較をみると、県人口が 2.4%の増に対し、過疎地域等は、1.7%の減少となっている。これを過疎地域等市町村別にみると、増加している団体は 3団体あるものの、10%以上の大幅な減少が4団体、5%以上 10%未満の減少が8団体、5%未満の減少が4団体となっており、計 16 団体が減少している。

過疎地域等の人口は、これまでの地域活性化のための努力により、減少率は全国の過疎地域の減少率を下回っているものの、依然として急激な人口減少を示している団体もあり、総体としては、引き続き減少するものと予測される。

これらの人口減少は、少子高齢化の進行に加え、進学、就職等による人口の流出が続いていることや、若者にとって魅力のある就業の場が少ないことなどが原因と考えられる。

表 2 人口増加率

(単位: %)

	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
県過疎等	△ 8.0	△ 15.9	△ 7.7	△ 0.7	△ 1.3	△ 3.7	△ 1.4	△ 0.9	△ 0.6	△ 4.6	△ 3.3	△ 1.7
県非過疎	9.2	4.7	13.3	7.1	7.6	4.5	4.8	4.0	3.7	2.9	3.5	2.7
県計	5.8	1.2	10.3	6.1	6.6	3.7	4.2	3.5	3.3	2.3	2.9	2.4
全国過疎	△ 8.6	△ 8.9	△ 4.8	△ 1.9	△ 2.3	△ 4.6	△ 3.8	△ 4.1	△ 5.5	△ 6.8	△ 8.0	△ 9.6
全国計	5.2	5.5	7.0	4.6	3.4	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2	△ 0.8	△ 0.7

資料：国勢調査。全国の数値は、総務省「過疎対策の現況」（令和2年度版）

注1：平成 27 年から令和 2 年の 5 年間で人口減少率が高い団体（渡名喜村：△19.5%、伊是名村：△12.9%、多良間村：△11.4%）

表 3 圏域別過疎市町村等の人口推移

(単位:人、%)

区 分		北 部 圏 域	中南部 圏 域	宮 古 圏 域	八重山 圏 域	過疎等計	非過疎計	県 計
国 調 人 口	S35 国調	57,917	32,362	72,339	12,961	175,579	707,543	883,122
	40 国調	51,651	29,432	69,825	10,697	161,605	772,571	934,176
	45 国調	42,811	24,359	60,953	7,817	135,940	809,171	945,111
	50 国調	40,047	22,074	57,762	5,623	125,506	917,066	1,042,572
	55 国調	36,557	22,129	60,464	5,495	124,645	981,914	1,106,559
	60 国調	35,776	21,574	60,167	5,521	123,038	1,056,059	1,179,097
	H2 国調	35,036	21,198	56,892	5,301	118,427	1,103,971	1,222,398
	7 国調	34,593	21,100	55,735	5,309	116,737	1,156,703	1,273,440
	12 国調	34,034	20,672	55,587	5,403	115,696	1,202,524	1,318,220
	17 国調	33,544	20,571	54,863	5,988	114,966	1,246,628	1,361,594
	22 国調	31,784	19,112	53,270	5,516	109,682	1,283,136	1,392,818
	27 国調	30,239	17,609	52,380	5,841	106,069	1,327,497	1,433,566
	R2 国調	28,303	16,372	53,989	5,618	104,282	1,363,198	1,467,480
人 口 増 減 率	S40/35	△10.8	△9.1	△3.5	△17.5	△8.0	9.2	5.8
	45/40	△17.1	△17.2	△12.7	△26.9	△15.9	4.7	1.2
	50/45	△6.5	△9.4	△5.2	△28.1	△7.7	13.3	10.3
	55/50	△8.7	0.2	4.7	△2.3	△0.7	7.1	6.1
	60/55	△2.1	△2.5	△0.5	0.5	△1.3	7.6	6.6
	H2/60	△2.1	△1.7	△5.4	△4.0	△3.7	4.5	3.7
	7/2	△1.3	△0.5	△2.0	0.2	△1.4	4.8	4.2
	12/7	△1.6	△2.0	△0.3	1.8	△0.9	4.0	3.5
	17/12	△1.4	△0.5	△1.3	10.8	△0.6	3.7	3.3
	22/17	△5.2	△7.1	△2.9	△7.9	△4.6	2.9	2.3
	27/22	△4.9	△7.9	△1.7	5.9	△3.3	3.5	2.9
	R2/27	△6.4	△7.0	3.1	△3.8	△1.7	2.7	2.4

資料：国勢調査

(3) 人口構成

令和2年の過疎市町村等の人口構成を見ると、年少人口比率(0歳～14 歳)、若年者人口比率(15 歳～29 歳)及び生産年齢人口比率(15 歳～64 歳)のいずれも県全体より低く、地域の担い手である若者の占める割合が少ない。

また、高齢者比率(65 歳以上)29.2%は、県全体 22.6%の約 1.3 倍の割合を示し、その推移を見ても、加速度的な高齢化の進行がうかがえる。特に、高齢者比率が 25%以上の団体が 13 団体もあるなど、高齢化による生産及び経済活動の停滞等、地域活力の低下が懸念される。

若年者人口及び高齢者人口の5年間(平成 27 年⇒令和2年)の推移について、過疎地域等の総人口が 106,069 人から 104,282 人と 1.7%の減少をしたのに対し、若年者人口は 11,801 人から 10,899 人と 7.6%の減少をしている。一方、高齢者人口は 27,368 人から 30,117 人と、10.0%の増加となっており、高齢化が進んでいる。若年者人口の減少については、少子化による人口の減少及び魅力ある就業の場所を求めて都市へ人口が流出した結果と考えられる。

表 4 圏域別過疎市町村等の年齢階級別人口構成

(単位:人)

（単位：人）

区 分			北 部 圏 域	中南部 圏 域	宮 古 圏 域	八重山 圏 域	過疎等 計	非過疎 計	県 計
	年少	0～ 14 歳 構成比	3,957	2,373	8,552	1009	15,891	227,355	243,246
			14.0%	14.5%	16.1%	18.0%	15.4%	17.0%	16.9%
生産年齢	若年者	15～ 29 歳 構成比	2,868	1,724	5,782	525	10,899	211,306	222,205
			10.2%	10.5%	10.9%	9.4%	10.6%	15.8%	15.4%
		30～ 44 歳 構成比	4,402	2,769	9,866	1,292	18,329	256,091	274,420
			15.6%	16.9%	18.6%	23.1%	17.8%	19.2%	19.1%
		45～ 64 歳 構成比	7,440	4,593	14,450	1,505	27,988	346,541	374,529
			26.4%	28.1%	27.2%	26.9%	27.1%	25.9%	26.0%
	高齢者	65 歳 以上 構成比	9,555	4,895	14,402	1,265	30,117	294,591	324,708
			33.9%	29.9%	27.1%	22.6%	29.2%	22.1%	22.6%
年齢不詳			81	18	937	22	1058	27,314	28,372
合 計			28,303	16,372	53,989	5,618	104,282	1,363,198	1,467,480

資料：令和 2 年国勢調査

注 1：構成比の母数には年齢不詳を含まない。

表 5 過疎市町村等の若年者(15 歳～29 歳)・高齢者人口(65 歳以上)推移
(単位:人)

区 分		北 部 圏 域	中南部 圏 域	宮 古 圏 域	八重山 圏 域	過疎等計	非過疎計	県 計
若年者人口・比率	S55 国調	8,085	5,160	14,363	973	28,581	246,284	274,865
	構成比	22.1%	23.3%	23.8%	17.7%	22.9%	25.1%	24.8%
	60 国調	6,308	4,160	11,571	724	22,763	245,335	268,098
	構成比	17.6%	19.3%	19.2%	13.1%	18.5%	23.2%	22.7%
	H2 国調	4,669	3,599	8,529	549	17,346	249,807	267,153
	構成比	13.3%	17.0%	15.0%	10.4%	14.6%	22.6%	21.9%
	7 国調	4,705	3,393	8,435	577	17,110	264,783	281,893
	構成比	13.6%	16.1%	15.1%	10.9%	14.7%	22.9%	22.1%
	12 国調	5,217	3,567	8,903	679	18,366	262,325	280,691
	構成比	15.3%	17.3%	16.0%	12.6%	15.9%	21.8%	21.3%
	17 国調	5,358	3,190	7,869	889	17,306	249,676	266,982
	構成比	16.0%	15.5%	14.3%	14.8%	15.1%	20.0%	19.6%
高齢者人口・比率	22 国調	4,555	2,428	6,702	610	14,295	231,912	246,207
	構成比	14.3%	12.7%	12.6%	11.1%	13.0%	18.1%	17.7%
	27 国調	3,496	2,067	5,591	647	11,801	219,333	231,134
	構成比	11.6%	11.7%	10.7%	11.1%	11.1%	16.5%	16.1%
	R2 国調	2,868	1,724	5,782	525	10,899	211,306	222,205
	構成比	10.2%	10.5%	10.9%	9.4%	10.6%	15.8%	15.4%
	S55 国調	5,678	2,964	6,791	746	16,179	69,640	85,819
	構成比	15.5%	13.4%	11.2%	13.6%	13.0%	7.1%	7.8%
	60 国調	6,323	3,272	7,707	841	18,143	83,804	101,947
	構成比	17.7%	15.2%	12.8%	15.2%	14.7%	7.9%	8.6%
	H2 国調	7,140	3,696	8,759	952	20,547	100,535	121,082
	構成比	20.4%	17.4%	15.4%	18.0%	17.3%	9.1%	9.9%
高齢者人口・比率	7 国調	7,803	4,179	10,335	1,152	23,469	125,098	148,567
	構成比	22.6%	19.8%	18.5%	21.7%	20.1%	10.8%	11.7%
	12 国調	8,326	4,432	11,711	1,264	25,733	156,824	182,557
	構成比	24.5%	21.4%	21.1%	23.4%	22.2%	13.0%	13.8%
	17 国調	8,598	4,753	12,529	1,229	27,109	191,788	218,897
	構成比	25.6%	23.1%	22.8%	20.5%	23.6%	15.4%	16.1%
	22 国調	8,363	4,693	12,395	1,118	26,569	213,938	240,507
	構成比	26.3%	24.6%	23.3%	20.3%	24.2%	16.7%	17.3%
	27 国調	8,679	4,595	12,955	1,139	27,368	250,969	278,337
	構成比	28.7%	26.1%	24.7%	19.5%	25.8%	18.9%	19.4%
	R2 国調	9,555	4,895	14,402	1,265	30,117	294,591	324,708
	構成比	33.9%	29.9%	27.1%	22.6%	29.2%	22.1%	22.6%

資料：国勢調査

注1：構成比の分母に年齢不詳を含まない。

1 (4) 産業構造

2 過疎地域等の就業者数は、令和2年国勢調査で 48,688 人、全県の 577,419 人の
3 8.4%となっている。

4 産業別就業者の構成比は第1次産業が 17.6%、第2次産業が 14.7%、第3次産業が
5 67.7%となっている。

6 第1次産業は、県全体の 4.2%に比べ 13.4 ポイントも高い。第 1 次産業の就業者の中
7 で、農業は 90%を占め、基幹産業となっている。

8 平成 27 年と令和2年の産業別就業者の構成比を比較してみると、第1次産業は平成
9 27 年の 19.6%に対し、令和2年は 17.6%と 2.0 ポイント減少しており、今後も農漁家人口
10 の高齢化の進行や後継者不足等によって減少傾向が続くものと思われる。

11 第2次産業は平成 27 年の 15.9%に対し、令和2年は 14.7%と 1.2 ポイント減少してい
12 る。

13 本県の過疎地域等は製造業が少なく、建設業の占める割合が大きいことから、今後の
14 公共事業の動向による影響が懸念される。

15 第3次産業の就業者数は平成 27 年の 30,429 人から令和2年は 32,293 人と 1,864 名
16 増加し、就業者数全体に占める割合は平成 27 年の 64.5%に対して令和2年は 67.7%と
17 3.2 ポイント高くなっている。

表 6 圏域別過疎市町村等の産業就業別人口

(単位:人)

区 分		北部圏域	中南部圏域	宮古圏域	八重山圏域	過疎等計	非過疎計	県 計
第 1 次 産 業	55 国調 構成比	6,206	2,685	9,693	1,091	19,675	34,256	53,931
		38.1%	37.9%	39.4%	39.7%	38.8%	9.1%	12.6%
	60 国調 構成比	6,182	2,577	9,883	1,117	19,759	34,347	54,106
		37.8%	37.3%	39.0%	39.7%	38.4%	8.1%	11.4%
	2 国調 構成比	5,378	2,153	8,642	998	17,171	30,124	47,295
		35.6%	31.8%	34.3%	35.9%	34.5%	6.6%	9.3%
	7 国調 構成比	4,735	1,944	6,935	766	14,380	25,938	40,318
		30.5%	27.6%	27.2%	27.1%	28.2%	5.3%	7.5%
	12 国調 構成比	3,548	1,516	6,483	723	12,270	21,886	34,156
		23.7%	21.7%	24.7%	23.9%	23.9%	4.4%	6.2%
	17 国調 構成比	3,376	1,648	6,113	711	11,848	21,025	32,873
		23.1%	23.1%	24.3%	19.7%	23.5%	4.2%	6.0%
	22 国調 構成比	3,002	1,539	5,424	560	10,525	18,188	28,713
		21.0%	22.5%	23.1%	18.0%	22.1%	3.8%	5.4%
	27 国調 構成比	2,851	1,428	4,507	491	9,277	17,316	26,593
		19.8%	21.1%	19.9%	14.3%	19.6%	3.5%	4.9%
	R2 国調 構成比	2,680	1,233	3,998	503	8,414	14,853	23,267
		19.0%	20.0%	16.5%	15.3%	17.6%	2.9%	4.2%
第 2 次 産 業	55 国調 構成比	3,998	1,513	4,148	461	10,120	82,067	92,187
		24.5%	21.4%	16.9%	16.8%	20.0%	21.7%	21.5%
	60 国調 構成比	3,653	1,364	3,456	459	8,932	90,999	99,931
		22.3%	19.8%	13.6%	16.3%	17.4%	21.4%	21.0%
	2 国調 構成比	2,888	1,262	4,123	431	8,704	92,018	100,722
		19.1%	18.7%	16.4%	15.5%	17.5%	20.1%	19.8%
	7 国調 構成比	3,202	1,571	4,893	502	10,168	95,077	105,245
		20.6%	22.3%	19.2%	17.8%	20.0%	19.4%	19.5%
	12 国調 構成比	3,361	1,550	5,005	487	10,403	93,818	104,221
		22.5%	22.2%	19.0%	16.1%	20.3%	18.8%	18.9%
	17 国調 構成比	2,727	1,316	4,004	545	8,592	82,766	91,358
		18.6%	18.4%	15.9%	15.1%	17.0%	16.5%	16.6%
	22 国調 構成比	2,342	1,253	3,461	357	7,413	73,729	81,142
		16.4%	18.3%	14.7%	11.5%	15.5%	15.3%	15.4%
	27 国調 構成比	2,431	1,235	3,180	656	7,502	74,006	81,508
		16.9%	18.3%	14.1%	19.1%	15.9%	15.0%	15.1%
	R2 国調 構成比	2,124	1,013	3,571	312	7,020	72,333	79,353
		15.0%	16.4%	14.8%	9.5%	14.7%	14.3%	14.3%

区 分		北部圏域	中南部圏域	宮古圏域	八重山圏域	過疎等計	非過疎計	県 計
第 3 次 産 業	55 国調	6,094	2,874	10,757	1,198	20,923	261,241	282,164
	構成比	37.4%	40.6%	43.7%	43.6%	41.3%	69.2%	65.9%
	60 国調	6,520	2,965	12,034	1,240	22,759	299,667	322,426
	構成比	39.9%	42.9%	47.4%	44.0%	44.2%	70.5%	67.7%
	2 国調	6,851	3,345	12,412	1,351	23,959	336,492	360,451
	構成比	45.3%	49.5%	49.3%	48.6%	48.1%	73.4%	70.9%
	7 国調	7,590	3,522	13,694	1,554	26,360	368,092	394,452
	構成比	48.9%	50.0%	53.7%	55.1%	51.8%	75.3%	73.0%
	12 国調	8,057	3,909	14,785	1,809	28,560	383,795	412,355
	構成比	53.8%	56.0%	56.3%	59.9%	55.7%	76.8%	74.9%
	17 国調	8,523	4,177	15,033	2,349	30,082	397,656	427,738
	構成比	58.3%	58.5%	59.8%	65.2%	59.5%	79.3%	77.5%
合 計	22 国調	8,921	4,037	14,639	2,193	29,790	388,531	418,321
	構成比	62.5%	59.1%	62.2%	70.5%	62.4%	80.9%	79.2%
	27 国調	9,121	4,104	14,923	2,281	30,429	402,905	433,334
	構成比	63.3%	60.6%	66.0%	66.5%	64.5%	81.6%	80.0%
	R2 国調	9,318	3,917	16,592	2,466	32,293	419,133	451,426
	構成比	66.0%	63.6%	68.7%	75.2%	67.7%	82.8%	81.5%
	55 国調	16,302	7,081	24,613	2,751	50,747	377,982	428,729
	60 国調	16,401	6,912	25,408	2,816	51,537	427,039	478,576
	2 国調	15,121	6,773	25,188	2,781	49,863	460,037	509,900
	7 国調	15,542	7,041	25,544	2,822	50,949	490,744	541,693
合 計	12 国調	14,968	6,996	26,335	3,019	51,318	504,244	555,562
	17 国調	14,659	7,145	25,322	3,620	50,746	509,731	560,477
	22 国調	14,328	6,852	24,674	3,248	49,102	529,536	578,638
	27 国調	14,477	6,797	23,918	3,655	48,847	540,787	589,634
	R2 国調	14,144	6,220	25,010	3,314	48,688	528,731	577,419

資料：国勢調査

注1：「合計」には「分類不能」を含むが、構成比の母数には含まない。

注2：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「中南部圏域」及び「過疎等計」には一部過疎地域（南城市旧知念村区域）を含まない数値を記載

（5）市町村民所得の状況

過疎市町村等の令和4年度の1人当たり所得は、年間 223.0 万円と県全体の 99.2%とほぼ同水準なっており、平成 30 年度の 97.1%から格差の改善が見られる。

平成 30 年度から令和 4 年度までの市町村民所得の伸び率では、県全体の 2.2%を上回る団体は 13 団体あり、過疎市町村等の経済活動別域内総生産額では、最も大きな業種は公務、次いで不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業となっている。

引き続き、農業の生産体制の拡充強化と市場競争力の強化、地場産業の育成、特産品の販路拡大、企業誘致及び観光産業等による産業の振興を図り、所得の向上に努めることが重要である。

表 7 市町村民所得の状況

区 分	平成 30 年度			令和 4 年度			所得 伸率 (%)	人口 伸率 (%)	一人 当たり 所得 伸率 (%)
	分配所得 (百万円)	人口 (人)	一人 当たり 所得 (千円)	分配所得 (百万円)	人口 (人)	一人 当たり 所得 (千円)			
過疎等	225,009	99,719	2,256	220,303	98,769	2,230	△2.1	△1.0	△1.2
非過疎	3,152,814	1,353,571	2,329	3,081,744	1,369,865	2,250	△2.3	1.2	△3.4
全 県	3,377,823	1,454,074	2,323	3,302,047	1,468,318	2,249	△2.2	1.0	△3.2

資料：企画部 統計課資料（令和 4 年度 市町村民所得）より抽出

注1：平成 30 年から令和4年の5年間で分配所得の伸び率が県全体値を上回った過疎市町村（大宜味村 5.1%、東村 10.3%、伊江村 5.6%、渡嘉敷村 12.5%、座間味村 14.5%、渡名喜 31.1%、南大東村 22.6%、北大東村 20.9%、伊平屋村 4.1%、久米島町 15.0%、多良間村 6.5%、竹富町 7.4%、与那国町 21.7%）

注2：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「過疎等」には一部過疎地域（南城市旧知念村区域）を含まない数値を記載

（6）市町村財政

令和5年度の過疎市町村等の歳入決算額は、1団体当たり 69.3 億円で、県内市町村平均 232.9 億円の 29.8%、歳出決算額は、1団体当たり 65.9 億円で、県内市町村平均 223.9 億円の 29.4%となっており、かなり小規模となっている。

また、主な財政指標（平均値）についてみると、財政力指数は 0.16（県内市町村平均 0.38）、経常収支比率は、87.7%（県内市町村平均 87.8%）、実質公債費比率は、7.7%（県内市町村平均 7.0%）となっており、引き続き財政の健全化に努めることが重要である。

表 8 過疎市町村等の財政指標

(単位: %)

区 分	令和 4 年度			令和 5 年度		
	財政力 指数	経常収支 比率	実質公債費 比率	財政力 指数	経常収支 比率	実質公債費 比率
過疎等	0.16	85.3	7.4	0.16	87.7	7.7
非過疎	0.56	85.1	6.4	0.55	87.8	6.4
全 県	0.38	85.2	6.8	0.38	87.8	7.0

資料：企画部 市町村課資料より抽出（過疎等・非過疎は単純平均）

注 1：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「過疎等」には一部過疎地域（南城市旧知念村区域）を含まない数値を記載

2. 過疎対策の実績と課題

（1）過疎対策の実績

ア 沖縄県過疎地域持続的発展計画の実施状況

県による過疎地域持続的発展計画事業について、後計画の実績(R3～R5)は 941.2 億円で、その内訳は「産業の振興」が最も多く 34.8%で、主な事業は農業農村整備事業、漁港等の整備となっている。次に大きな割合を占めているのが「生活環境の整備」で 23.4%、その次に「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の 20.9%となっており、この3部門で事業費全体の約8割を占めている。

表 9 過疎地域持続的発展計画の実績(県計画)

(単位:百万円)

区 分	後 計 画 (R3～R7)					
	合計	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
生活環境の整備	21,984	5,498	8,872	7,615		—
	23.4%	18.8%	26.4%	24.3%		—
交通施設の整備、交通手段の確保の促進	19,633	7,086	6,643	5,904		—
	20.9%	24.3%	19.8%	18.9%		—
教育の振興	4,322	1,386	1,471	1,464	令和6年度実績調査中	—
	4.6%	4.7%	4.4%	4.7%		—
保健医療の確保	6,160	1,955	2,082	2,123		—
	6.5%	6.7%	6.2%	6.8%		—
子ども・子育て支援の充実、高齢者等の福祉の向上及び増進	1,905	581	628	696		—
	2.0%	2.0%	1.9%	2.2%		—
地域文化の振興等	208	60	67	81		—
	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%		—
集落の整備	55	20	14	22		—
	0.1%	0.1%	0.04%	0.1%		—
産業の振興	32,783	9,005	12,451	11,327		—
	34.8%	30.8%	37.0%	36.2%		—
移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成	1,181	307	437	437		—
	1.3%	1.1%	1.3%	1.4%		—
地域における情報化	5,893	3,322	967	1,604		—
	6.3%	11.4%	2.9%	5.1%		—
合 計	94,124	29,219	33,633	31,272		—

資料: 企画部 地域・離島課

注1: 上段は事業費、下段は構成比

注2: 端数調整により、縦計と横計が一致しない場合がある。

イ 各市町村過疎地域持続的発展計画の実施状況

市町村による過疎地域持続的発展計画事業について、後計画の実績(R3～R5)は、358.2 億円となっている。その内訳は、「産業の振興」が最も大きく 37.9%で、主な事業は農業基盤、経営近代化施設(農業、水産業)の整備となっている。次に生活環境整備で 17.9%、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」14.2%の順になっている。

表 10 過疎地域持続的発展計画の実績(市町村計画)

(単位:百万円)

区 分	後 計 画 (R 3 ～R 7)					
	合計	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
生 活 環 境 の 整 備	6,403	1,283	2,490	2,629		－
	17.9%	13.6%	21.0%	18.1%		－
交通施設の整備、交通手段の確保 の 推 進	5,082	1,720	1,285	2,077	令和6年度実績調査中	－
	14.2%	18.2%	10.9%	14.3%		－
教 育 の 振 興	3,993	507	1,211	2,274		－
	11.1%	5.4%	10.2%	15.6%		－
保 健 医 療 の 確 保	247	51	43	154		－
	0.7%	0.5%	0.4%	1.1%		－
子ども・子育て支援の充実、高齢者等の福祉の向上及び増進	4,080	1,520	1,388	1,171		－
	11.4%	16.1%	11.7%	8.1%		－
地 域 文 化 の 振 興 等	117	54	26	38		－
	0.3%	0.6%	0.2%	0.3%		－
集 落 の 整 備	813	148	33	632		－
	2.3%	1.6%	0.3%	4.3%		－
産 業 の 振 興	13,583	3,797	4,498	5,288		－
	37.9%	40.2%	38.0%	36.4%		－
移住・地域間交流の促進による 人 材 の 確 保 ・ 育 成	476	24	320	132		－
	1.3%	0.3%	2.7%	0.9%		－
地 域 に お け る 情 報 化	734	250	379	104		－
	2.0%	2.7%	3.2%	0.7%		－
その他地域の自立に関し必要な 事 項 等	292	86	158	48		－
	0.8%	0.9%	1.3%	0.3%		－
合 計	35,820	9,441	11,833	14,546		－

資料：企画部 地域・離島課

注1：上段は事業費、下段は構成比

注2：端数調整により、縦計と横計が一致しない場合がある。

ウ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、市町村計画に基づき実施する交通通信施設、教育施設、産業振興施設の整備等の経費に充てる重要な財源で、財政基盤の脆弱な過疎市町村等にとっては、メリットの大きな制度の一つとなっている。

過疎対策事業債の昭和 55 年度から令和6年度までの充当額は、総額で 133,141.8 億円となっている。

その施設別充当内訳は、産業振興施設の整備が 22.4%、交通通信施設の整備が 29.6%、厚生福祉施設の整備が 13.5%、教育文化施設の整備が 22.3%で交通通信施設の整備に最も多く充当されており、その主な事業は市町村道等の整備である。また、近年は、老朽化等に伴う小中学校校舎整備の占める割合が大きくなっている。

表 11 過疎対策事業債施設別充当内訳実績

(単位:百万円、%)

年 度	ハード事業（施設整備）					ソフト事業	県 計
	産業振興	交通通信	厚生福祉	教育文化	その他		
昭和 55 年度 ～ 令和 6 年度	29,759.4	39,442.3	17,985.4	29,634.2	6,084.0	10,235.7	133,141.8
構 成 比	22.4%	29.6%	13.5%	22.3%	4.6%	7.7%	100.0%

資料：企画部 地域・離島課

エ 県代行整備事業

沖縄県過疎地域自立促進計画に基づく、平成 28 年度から令和2年度までの市町村道等の県代行整備の実績は、南大東村の農道の整備の1件となっている。

また、公共下水道の県代行整備は、これまで座間味村、竹富町及び大宜味村の3町村において実施されている。

(2) 今後の課題

過疎地域の振興については、これまで、「沖縄振興開発計画」、「沖縄振興計画」、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、沖縄県及び各市町村の「過疎地域振興計画」、「過疎地域活性化計画」、「過疎地域自立促進計画」に基づき、諸施策が講じられ、社会資本の整備を中心に各方面にわたって相当な成果を上げてきた。

【過疎地域等が抱える課題】

しかしながら、多くの過疎地域等が小規模な離島や沖縄本島北部の山間地にあるため、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、市町村規模の不経済性、高コスト構造、リスクへの脆弱性を抱えており、製造業などの産業振興は総じて立ち後れており、若年者を中心とした雇用情勢は厳しく、自主財源に乏しい脆弱な財政構造が続き、若年層の慢性的流出、所得の地域間格差、高齢化の進行による産業活動や社会活動の停滞、公共施設の老朽化対策、市町村道や学校施設等の整備の遅れや地域を支える担い手の不足、住民サービスの維持や住宅の確保をはじめとした定住条件の整備など、多くの解決すべき課題を抱えている。

1
2 **【今後の過疎対策において対応が必要な事項】**

3 過疎市町村等が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて実施する教育施設や住宅
4 確保等の課題に対応した公共施設等の整備については、市町村において策定した公共施
5 設等総合管理計画に適合する必要がある。

6 財政基盤が脆弱な過疎市町村等に対しては、引き続き代行事業による整備が求められる
7 が、その積極的な活用に向けては、過疎市町村等の要望の把握に努めつつ、県代行整備
8 事業に要する経費の負担について、県と関係市町村において協議を行う必要がある。

9 その他、平成 22 年の法改正により発行が認められている過疎対策事業債ソフト分につい
10 ては、過疎市町村等の実情に応じて、教育・医療・交通・住宅確保等の体制の構築や人材
11 確保、地域運営組織や中間支援組織の育成など、その効果が将来に及ぶ事業に活用し、
12 過疎地域等の持続的発展に繋げていく必要がある。

13 また、過疎地域等の持続的発展の為に、自主財源の安定的な確保が重要であることか
14 ら、さらなる税の徴収率の向上やふるさと納税制度の活用等に向けた取組が必要である。
15
16

第2節 過疎対策の基本方向

1. 施策展開の基本方針

本県の過疎地域等は、県人口の 7.1%、県土の 53.0%を占めており、その多くは小規模な離島及び本島北部の山間地であることから、地理的・自然的条件からくる不利性の壁は厚く、地域の持続的な発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、なお、多くの格差が存在している。加えて、以前のような人口の激減状況は緩和されたものの、地域の担い手となる若者の慢性的な流出や高齢化の進行等により、産業活動や社会活動の停滞が懸念されている。

【過疎地域等の果たす役割】

一方、本県の過疎地域等は、広大な海域に点在し、多様な特色を有する離島地域と、世界的に貴重な野生生物の宝庫と言われている「やんばる」地域にある。これらの地域は、亜熱帯性の気候風土の下で、食料の供給、水源の涵養、自然環境の保全、いやしの場の提供といった多面的・公益的機能を有しており、県民生活にとって重要な役割を果たしているほか、離島地域にある過疎市町村等については、排他的経済水域や海洋資源等を有しており、国家的利益の確保に大きな役割を果たしている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域等の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

その他、近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まっている。今後、過疎地域等の持続的な発展を進めるにあたっては、地域毎に異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を積極的に評価し、これらを同地域が持つ「ソフトパワー」として具現化していく取り組みが重要である。

【施策展開の基本方針】

このようなことから、今後の本県の過疎対策の施策展開においては、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、「次代を拓く持続可能な島づくり計画」、「沖縄 21 世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」並びに沖縄県SDGs推進方針等を踏まえ、『環境との調和に十分に配慮しつつ、「生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備」と「地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化」』を基本方針とする。また、基本方針を下支えし、過疎地域等の持続的な発展を進めるため、移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成や情報通信基盤の整備・ICTの活用など、施策展開を支える取組を推進する。これらの基本方針等に基づき、施策展開に当たっては、沖縄らしいSDGsに沿って取り組み、生態系を破壊せず環境容量の範囲で推進するなど、社会・経済・環境

1 が調和する持続可能な海洋島しょ圏の形成を念頭に置きながら、「生活環境の整備」「交通施
2 設の整備、交通手段の確保の促進」「教育の振興」「保健医療の確保」「子ども・子育て支援の
3 充実と高齢者等の福祉の向上及び増進」「地域文化の振興等」「集落の整備」及び「産業の振
4 興」並びに「移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成」「地域における情報化」の諸施
5 策をハードとソフトの両面から推進する。

6 7 **【過疎対策の理念】**

8 これらの諸施策を過疎市町村等と連携しながら推進することにより、『過疎地域等における
9 持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上(過疎地域等
10 の持続的発展)』の実現を目指す。

11 12 **【施策の効果検証】**

13 加えて、過疎地域持続的発展県計画及び同市町村計画においては、人口等の目標を設
14 定し、達成状況の評価を行い、諸施策の効果を検証することで、県及関係市町村が取り組む
15 過疎対策の実効性を向上させる。

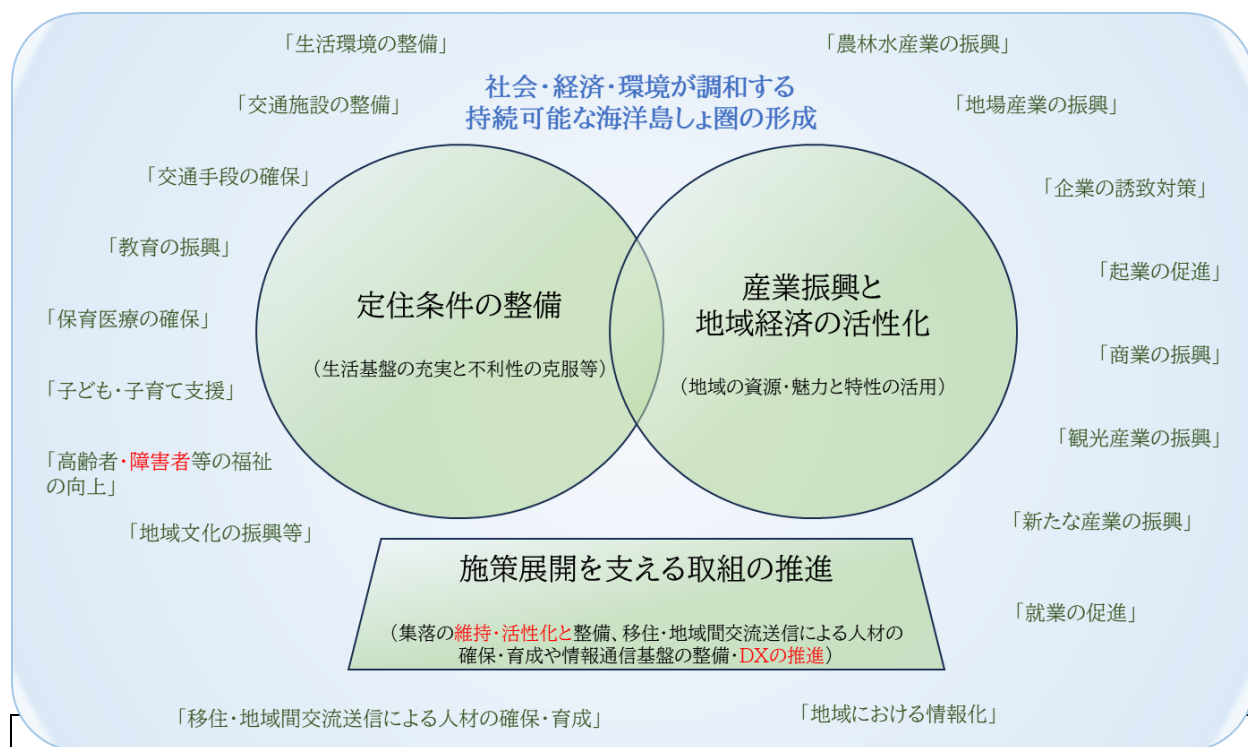
16 17 **【留意すべき事項】**

18 構造改革特別区域計画や地域再生計画等、地域の創意・工夫を生かす手法の積極的活
19 用を図る。

20 施設整備については、過疎市町村等の厳しい財政事情に鑑み、既存施設の点検・診断に
21 基づき予防的な補修・補強により長寿命化対策を推進し、既存施設の有効活用についても充
22 分留意することとする。

23 特定市町村及び特別特定市町村となっている北大東村、竹富町に対する経過措置期間終
24 了後の対応については、国の財政支援制度や他都道府県の取組等の情報収集を行うなど、
25 引き続き、適切な支援に向けた検討を。

図 1 施策展開の基本方針



「過疎地域の持続的発展」を目指す

2. 広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連

近年の交通網の整備等により、県民の生活及び生産活動における広域化は著しく進展していることから、過疎地域等の住民生活の質の向上と地域の持続的発展を図るためには、地域内にとどまらず広域的な視点からの対応が必要となっている。

これまで、各広域市町村圏においては、消防・防災体制、イベントの開催等を中心に広域的な施策を実施してきたが、今後とも、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、広域市町村圏計画等に留意しつつ、各々の地域の果たす役割を明確にし、相互に補完し合いながら地域活性化の施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

表 12 過疎市町村等の圏域区分

(単位:人、k m²)

圏域区分	過疎市町村等	市 町 村 名	人 口 (R2 年国調)	面積 (R2 年)	中 心 都 市
北 部 圏 域	1 町 6 村	国頭村、大宜味村、東村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、本部町	28, 303	454. 62	名護市
中南部 圏 域	1 市 1 町 6 村	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村※、南城市（旧知念村区域）	16, 372	164. 46	那覇市
宮 古 圏 域	1 市 1 村	宮古島市、多良間村	53, 989	226. 27	宮古島市
八重山 圏 域	2 町	竹富町※、与那国町	5, 618	363. 30	石垣市
過疎等計	2 市 4 町 13 村	—	104, 282	1, 208. 65	—
県合計	41 市町村	—	1, 467, 480	2, 282. 59	—

資料：令和 2 年国勢調査、国土地理院

注：※は特定市町村及び特別特定市町村

3. 過疎地域等市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助 その他必要な援助

近年、人口減少が進む中で市町村間の広域連携により行政サービスを提供する取組や、都道府県による市町村の補完の取組が全国各地で進められている。

過疎対策においても、集落単位の連携の視点だけではなく、市町村間の広域連携により、産業振興、交通・情報通信、水道・下水道等の生活サービス、福祉・医療、教育など様々な分野の課題解決を図っていくことが重要である。

また、過疎市町村等は、行政の規模が小さく、職員数が限られているという課題がある。

このため、県においては、過疎市町村等の相互連携に必要な連絡調整や人的、技術的な補完に必要な支援等に取り組む。

特に、過疎市町村等が単独で専門人材を確保・活用をしようとする場合、適切な専門人材の採用や専門人材に見合った業務量の確保といった課題が生じることもある。こうした場合、県による複数の過疎地域等を対象とした専門人材の確保・活用の支援が有効であることから、過疎市町村等の要望に応じて、市町村の施策の企画立案等の支援業務に従事する政策支援員を派遣するなど、必要な支援に取り組む。

第2章 施策の展開

第1節 生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備

1. 生活環境の整備

【生活環境の整備の方針】

生活環境の整備は、住民が健康で文化的な生活を営み、若者の定住促進、循環型社会を実現し、快適な生活の確保と公衆衛生の向上及び地域の環境保全、防災・減災対策を図る上で極めて重要である。

過疎地域等においては、これまで、水道施設、下水処理施設、ごみ処理施設、公園、公営住宅、消防・防災体制、火葬場等、生活環境の整備が図られてきたが、その整備水準は非過疎地域に比べ、なお低い状況にある。また、近年における生活水準の向上、生活様式の多様化に伴い、新たに質の高い対応が求められており、今後とも、かけがえのない国民的資産である自然環境の保全等に十分に配慮しながら、これらの施設の整備等を促進する。あわせて、自然災害による防災・減災対策として、治水対策については、河川護岸の整備を、土砂災害対策については、砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備を、高潮等対策については、海岸保全施設の整備を実施する。

また、「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」の実現に向け、地域特性に合った再生可能エネルギーの導入拡大のを推進することにより、エネルギーの低炭素化、自立分散化、地産地消化に取り組む。

さらに、石油製品の安定供給のため、過疎地域を含む一部離島のSS(ガソリンスタンド)への対策等を実施するほか、過疎地域においては、その遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、石油製品等の価格が沖縄本島と比較して割高となるなど、離島住民の生活を圧迫していることから、輸送経費等の補助を行う。あわせて、住民の割高な船賃及び航空運賃の低減に努める。

ごみ処理体制については、住民負担の軽減に向けた効率的な方策について関係市町村と連携して取り組むとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を促進し、循環型社会の構築をめざすほか、海岸漂着物についても海岸域に重大な影響を及ぼしていることから、適正処理の推進を図る。

1 (1) 自然環境の保全及び再生

2 自然環境については、かけがえのない国民的資産であるという認識のもとにその保全に
3 努める必要がある。このため、県土の開発行為に際しては、沖縄県県土保全条例や沖縄県
4 赤土等流出防止条例など各種規制措置等により、自然環境の保全を図る。また、貴重な野
5 生動植物の生息・生育地、生物多様性に富み学術的価値の高い植物群落、美しいサンゴ
6 礁等の豊かな自然環境を有する陸域及び水域については、これを良好な状態で次世代に
7 継承するため、自然環境の保全、再生、継承及び持続可能な利用を目指し取り組む。

8 特に、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録地は、希少な固有種が数多く生息・
9 生育する自然環境が非常に豊かな地域であり、普遍的価値の維持と適正利用の両立をより
10 図ることとする。

11 海岸漂着物については、国の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用して継続
12 的な回収処理の実施に取り組むとともに、市町村が行う回収・処理、発生抑制対策事業を支
13 援する。

14 また、地球温暖化対策については、本県の部門別二酸化炭素排出割合は運輸部門が高
15 く、運輸部門の脱炭素化が課題となっている。そのため、離島・過疎地域においても、電動
16 車(EV・PHV)への転換を促し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むとともに、併せてガソリ
17 ンスタンドが少ないといった、離島・過疎地域の課題解決及び災害時のレジリエンス強化を
18 図る必要がある。

20 (2) 水道施設、下水道処理施設等の整備

21 水道施設の整備については、海底送水管の敷設や海水淡水化施設の整備及び多目的
22 ダムの建設等の水源確保や、送配水管等の整備により、令和6年3月 31 日現在で水道普
23 及率は 100%となっており、着実に改善されてきた。しかし今後も、産業の振興、観光客の増
24 加等に伴う水需要の増加や災害や渇水時にも安定的な給水を確保する必要があることなど
25 から、引き続き、地域の実情に応じた水資源の確保や、施設の耐震化、老朽化施設の更新
26 等の施設整備を促す。また、あわせて、小規模水道事業の運営基盤の強化を図り、安全・安
27 心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道を構築するため、多様な形態の水道
28 広域化に取り組む。

29 下水処理施設については、公共用水域の水質保全、浸水の防止、地域の恵まれた自然
30 環境を保全するとともに、快適な生活環境を確保する上から、整備を促進する必要がある。
31 そのため、特定環境保全公共下水道事業をはじめ農業集落排水施設及び漁業集落排水施
32 設の整備を促進するとともに、水質保全への意識向上を図りながら地域の状況に応じた効
33 率的、効果的な下水道等の整備を促進する。また、生活排水の総合的な対策を進めるため、
34 各町村及び関係機関との連携を強化し、合併処理浄化槽の計画的な整備を促進する。

1 なお、特定環境保全公共下水道事業においては、終末処理場など主要な施設について
2 事業費、技術力等を勘案し県代行による事業の推進を図る。また、県代行整備事業に要す
3 る経費の負担については、県と関係市町村において協議を行うこととする。
4

5 (3) ごみ処理施設等の整備

6 ごみ処理施設については、令和6年3月現在、ごみ焼却施設が 19 施設、粗大ごみ処理
7 施設は1施設、再生利用施設は 14 施設整備されている。最終処分場は 14 施設整備されて
8 おり、今後も、国及び各市町村と連携し、計画的にごみ処理施設の整備を促進する。

9 (4) 公園、公営住宅の整備

10 長寿・健康福祉社会への対応、スポーツ・レクリエーション活動や交流・文化活動の場の
11 提供、災害時の避難場所等、公園に求められるニーズは多様化している。このため、地域の
12 歴史・文化に配慮するとともに、これらの地域特性を生かした公園・緑地の整備及び更新等
13 を促進する。

14 過疎地域等における公営住宅整備については、民間賃貸住宅の供給がほとんど見込め
15 ない状況であることから、過疎地域等と連携して安心・安全な公営住宅を低額所得者などに
16 提供するため、建替を中心に需要に見合った良質な公営住宅の整備を促進する。
17

18 (5) 消防・防災体制の充実

19 消防・防災体制については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救急自動車等及び防
20 火水槽等の消防水利の整備を促進するとともに、消防団員の装備等の充実を促進する。

21 また、過疎地域等の高齢化による消防・防災活動への影響を少なくするため、住民の連帯
22 意識に基づく自主防災組織を強化し、防火意識の高揚、火災予防活動の強化を図るととも
23 に、消防団員の確保及び資質の向上に努める。

24 また、119 番通報受理等を一元的に処理する消防共同指令センターの運用により、過疎地
25 域等を含めた広域的消防体制の連携強化を促進する。

26 急患搬送については、災害派遣要請等に基づき、自衛隊や海上保安庁の航空機により
27 実施しているため、航空機の安全と添乗医師の確保に努めるとともに、急患搬送が円滑に行
28 えるよう、関係機関との連絡体制の強化を図る。

29 さらに、消防・防災体制の強化を図るため、市町村と連携して消防防災ヘリコプターの導
30 入に取り組む。
31

32 (6) 防災・減災対策のための社会基盤の整備

33 自然災害による防災・減災対策として河川の治水対策、土砂災害対策、海岸の高潮・波
34 浪対策に取り組み、住民の人命・財産を守る。

1 治水対策については、大雨等による水災害が発生している地域があることから、河川整備
2 を行う。

3 土砂災害対策については、大雨等による土砂災害が発生している地域があることから、砂
4 防施設の整備を行う。

5 高潮・波浪対策については、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設ある
6 ことから、新設・改良等により防護機能を確保する。

7 (7) 再生可能エネルギーの利用推進

8 島しょ県である本県の電力系統は、小規模かつ本土から独立した系統であり、他の地域
9 からの電力融通が不可能であること、また、地理的・地形的及び電力需要規模の制約により、
10 大規模水力発電、地熱発電、原子力発電の導入が困難であることなどから、現時点ではエ
11 ネルギーの多くを化石燃料に頼らざるを得ない状況にある。

12 過疎地域等において、「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」の実
13 現に向け、地域特性に合った再生可能エネルギーの導入拡大を推進することにより、エネ
14 ルギーの低炭素化、自立分散化、地産地消化に取り組む。

16 (8) 過疎地域等の SS(ガソリンスタンド)への対応

17 県内には SS の数が3箇所以下の自治体(いわゆる SS 過疎地)が 19 自治体あり、そのう
18 ち、13 自治体が過疎地域等となっている(令和6年3月 31 日時点)。また、離島を多く抱える
19 本県では、島ごとに見れば SS が1箇所しかない場合があり、その維持が求められている。

20 このため県では、過疎地域を含む一部離島の SS 等の維持・存続および石油製品の安定
21 供給を目的に、法定検査や設備更新、備品購入に係る経費の補助などの支援を実施して
22 いる。今後も、地域の実態把握を継続しながら、持続可能な燃料供給体制の確保に向け、
23 必要に応じた対策を検討していく。

2. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

【交通施設の整備、交通手段の確保に向けた方針】

本県の過疎地域等は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島地域にあるため、交通施設の整備と交通手段の確保を促進することは、地理的不利性を克服し、定住条件の整備と産業振興を図る上で不可欠である。

交通施設の整備については、これまで道路、港湾、空港等の交通施設について積極的に整備した結果、基盤整備は着実に改善されている。今後も、過疎地域等の活性化や増加する観光客への対応等のため、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」や「沖縄県総合交通体系基本計画」を踏まえ、相互に結節する交通ネットワークの整備、強化等を通じ、地域の連携を促進し、空港、港湾等の中核的基盤の整備に集中的かつ着実に取り組み、海上交通及び航空路線網を整備・拡充する。また、今後、地域の持続的発展を図るためには、広域的見地からの施設整備が重要であることから、基幹集落と中核都市又は圏域中心都市との広域的交通網の整備を推進するとともに、集落間の市町村道及び生産活動に必要な農道等の整備を促進する。加えて、過疎市町村等で技術的・財政的理由で対応できない基幹的市町村道等については、県による代行整備を推進する。さらに、離島苦の解消、産業の振興及び生活の利便性に資するため、架橋については、社会情勢の変化等に注視し検討を行う。

交通手段の確保については、地理的条件及び交通機関の特性を踏まえ、国及び関係市町村と連携しながら、空路、陸路、海路の路線の確保・維持に努める。

交通安全対策については、道路の新設や改良に伴う交通信号機及び道路標識等並びに道路付属物の施設整備を推進するとともに、交通環境の変化に対応した適正な交通規制の見直しにより、交通の安全と円滑化を図る。

(1) 港湾、空港の整備

ア 港湾の整備

過疎地域等における重要港湾2港(宮古圏域1港、中南部圏域1港)、地方港湾 33 港(北部圏域9港、中南部圏域9港、宮古圏域4港、八重山圏域 11 港)は、地域の交流及び流通の拠点として定住条件の整備と産業振興に最も重要な役割を果たしており、特に、離島における港湾は、離島と本島、離島相互間の交通拠点となり、生活航路として欠かせないものとなっている。

また、貨物も、海上交通に依存するところが大きく、今後、地域の産業の進展と船舶の大型化等が見込まれることから、輸送需要の増大と輸送形態の効率化に対応する港湾施設の整備を推進するほか、海上交通の安全性・安定性の確保及び防災・減災対策などの港湾機能の強化を図る。

さらに、高齢者をはじめ港湾利用者の利便性、安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザインに対応した港湾空間の形成及び多様化し増大する海洋レクリエーション需要やクルーズ等に対応した施設の整備、漁船、遊漁船等の活動を支援する小型船だまりの整備、北部拠点港湾としての特定地域振興重要港湾等の整備を推進するとともに、AI、IoT を活用したスマートポート化への対応など、ハード・ソフトの両面から総合的な港湾機能の強化に取り組み、港湾利用者及び地域住民が親しみ憩える自然環境を生かした港づくりを進める。

イ 空港の整備

本県では過疎地域の多くが離島となっており、航空輸送は離島住民の生活において必要不可欠なものとなっている。

これまでの離島の過疎地域等における 11 空港の整備により、定住条件の整備と産業振興及び地域間交流の活性化などが図られてきた。

今後は航空路がまだ確保されていない離島における空港の必要性について、引き続き検討する。

また、既存空港については、航空路の維持や安全の確保に必要な空港整備と利用促進を検討し、離島航空路の維持・拡充に努める。

(2) 県道及び市町村道等の整備

過疎地域等における県管理の国道は、令和4年4月1日現在、本島北部の3路線及び宮古の1路線があり、実延長は、59.4km となっており、広域的経済社会生活圏及び近隣中核都市等地域相互の交流・連携等地域の活性化に大きく寄与する幹線道路となっている。その改良率と舗装率は、それぞれ 96.6% (非過疎地域 98.0%)、95.9% (非過疎地域 93.7%) となっている。

今後の過疎地域等における国道整備は、連携を強化し交流を促進するため、日常の生活の中心となる都市や観光施設等へのアクセスを向上させる道路整備を推進していく。

県道については、令和4年4月1日現在、55 路線(主要地方道 9 路線、一般県道 46 路線)で、実延長で 406.6km となっている。

整備状況については、沖縄振興計画や社会資本整備重点計画等に基づき整備が進められ、令和4年4月1日現在、改良率 94.4% (非過疎地域 92.9%)、舗装率 89.2% (非過疎地域 90.0%) となっている。

今後の過疎地域等における県道整備は、定住条件の一層の改善を図り、誇りの持てる自立的な地域づくりを支援する観点から、生活基盤の充実を図るため地域特性に配慮した道路を整備するとともに、離島の過疎地域等における生活圏の一体化をめざす離島架橋については、社会情勢の変化等に注視し検討を行う。

市町村道は、令和4年4月1日現在、実延長 2,545km で、改良率が 61.9% (非過疎地域 45.9%)、舗装率が 36.1% (非過疎地域 45.9%) となっている。

市町村道は、このように、改良率及び舗装率とも、改善されてきたものの、非過疎地域と比較して依然として整備水準が低い状況にあり、引き続きその整備を図る。

基幹的な市町村道については、事業費、技術力等を勘案し、県代行事業として整備を図っていく。なお、県代行整備事業に要する経費の負担については、県と関係市町村において協議を行うこととする。

表 13 県道及び市町村道の整備状況

(単位: %)

区 分	県 道		市 町 村 道	
	改 良 率	舗 装 率	改 良 率	舗 装 率
過疎等	94.4	89.2	61.9	34.1
非過疎	92.9	90.0	67.6	45.9
全 県	93.4	89.7	65.4	42.1

資料：土木建築部 道路管理課

注 1：令和 4 年 4 月 1 日現在

注 2：舗装率は高級舗装率である。

注 3：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「過疎等」には一部過疎地域（南城市旧知念村区域）を含まない数値を記載

(3) 農道等の整備

過疎地域等における農道、林道及び漁港関連道の整備状況は、農道が 1,100km(令和 7 年 3 月末)、林道が 197km(平成 27 年 3 月末)、漁港関連道が 13km(平成 20 年 3 月末)となっている。

農道の耕地面積 1ha あたりの整備状況は、47.8m(非過疎地域 52.3m)と非過疎地域に比べ若干下回っている。そのため、今後は生産の近代化と流通機構の合理化等、生産性の向上を図る観点から選択的に整備を進める。

林道については、過疎地域等の整備状況(民有林の林野面積 1ha あたり)が 5.2m で非過疎地域 2.8m より高い状況にある。

また、市町村が対応困難な基幹的農道等については、産業の振興を図るため、県の代行により整備を促進する。なお、県代行整備事業に要する経費の負担については、県と関係市町村において協議を行うこととする。

表 14 農道・林道の整備状況

(単位:m)

区分	耕地 1ha 当たりの 農道延長	林地 1ha 当たりの 林道延長
過疎等	47.3	5.2
非過疎	52.3	2.3
全 県	49.4	4.0

資料：沖縄県農林水産部 村づくり計画課（令和 7 年 3 月末現在）、
森林管理課（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(4) 交通確保対策

過疎地域等の多くが離島のため、地理的不利性を克服し、地域住民の定住条件の整備と産業振興を図る上で、空路、陸路、海路の交通手段の確保を図ることは重要であり、需要の動向等を考慮しつつ、それぞれの地理的条件及び交通機関の特性を踏まえて取り組む必要がある。

ア 航空交通

航空交通は、過疎地域等の住民の定住条件の整備と産業振興を図る上で重要である。

過疎地域等への航空路線は、11 路線就航しているが、近距離、小型機材、旅客の大幅な増加が見込めないこと等の不採算要因を構造的に抱えており、路線の安定的な運航を確保するには厳しい状況にある。

県は航空路線の確保・維持を図るため、引き続き運航費及び航空機購入費について国と協調して補助するとともに、国庫補助対象外路線の運航費についても県独自の補助を実施する。

また、県管理空港における着陸料の軽減措置等、過疎地域等の住民の航空運賃の負担軽減を図るための支援に取り組む。

イ 陸上交通

過疎地域等においては、8市町村で路線バスの運行、7市町村で自家用自動車の有償運送により生活交通が確保されている。

しかしながら、過疎地域等の路線は乗客数が少ないこと等から赤字路線となっており、補助により運行を維持しているのが現状である。このため、過疎地域等の路線については、引き続き、国及び関係市町村と協調しながら確保・維持に努め、空港、港湾、市街地等との有機的な結節等、バス交通の利便性の向上を促進する。

1 また、過疎地域等における自動車の保有台数及び運転免許保有者数は逐年増加し、
2 道路も年々整備されていることから、交通環境の変化に伴う地域の交通実態に即した交
3 通安全施設の整備、交通安全意識の普及・啓発及び交通規制等を実施して交通の安全
4 と円滑化を図る。

6 ウ 海上交通

7 過疎地域等の海上交通は、那覇港、本部港、運天港、平良港、石垣港等を拠点として、
8 16 市町村において、21 の旅客定期航路が開設されている。

9 しかし、これらの航路の多くは、住民及び生活物資が輸送の中心となっているために、
10 貨客が少なく、離島航路補助金により経営が維持されているのが現状である。

11 今後とも、国及び関係市町村との連携を図りながら、離島航路の確保・維持に努めると
12 ともに、経営の健全化及び適正な運航サービスの提供を促進する。

13 あわせて、老朽化した船舶の計画的な更新を支援することにより、離島船舶の運航の安
14 定化及び離島の定住条件の整備を図る。

3. 教育の振興

【教育の振興の方針】

過疎地域等における学校教育は、小規模校、少人数学級、複式学級が増加していく傾向にあり、地域特性を生かした創意ある指導方法の改善や複式学級の教育環境改善支援、情報教育環境の整備に努める。

学校教育施設の整備については、老朽化した校舎や非過疎地域に比べて整備率の低い小中学校の屋内運動場、水泳プールの整備を促進する。小規模校においては、近隣学校間での施設の共同利用による集合学習及び都市地区等環境の異なる域外の学校との集合学習、交流学习による社会性、自主性の向上を図る。

また、青少年の健全育成を図るため、学校、家庭、地域の連携を密にし、地域活動や学習・体験活動など家庭や地域教育機能の強化に努める。生涯学習については、住民意識の高まり等に対応し、関連施設の整備及び体制の強化を図る。

社会教育施設及び社会体育施設については、他施設の転用や広域的連携等による設置、ソフト面の充実など、地域の実態に即した整備・活用を促進する。

また、教育の機会均等の確保のため、離島からの進学やスポーツ、文化芸術の教育活動などにおける経済的な負担を軽減するための支援に取り組む。

(1) 公立小中学校等教育施設の整備

学級数に応じて必要とされる校舎面積に対し、新築・改築・増築等の整備を既に行った面積の割合(整備率)は、厳しい財政状況により、過疎地域等においては非過疎地域と比較して遅れており、令和6年5月1日現在で、小学校 83.5%(非過疎地域 87.1%)、中学校 81.0%(非過疎地域 90.8%)となっている。屋内運動場は、小中併設校の場合、小学校あるいは中学校の一方のみの施設として位置づけられており、その設置率は、小学校 87.9%(非過疎地域 98.4%)、中学校 87.0%(非過疎地域 93.9%)となっている。水泳プールの設置率は、小学校 37.9%(非過疎地域 85.4%)、中学校 30.4%(非過疎地域 77.6%)となっており、いずれも非過疎地域より低い整備率にある。

今後も、引き続き老朽化した校舎の整備を促進するとともに、特に整備水準が低い水泳プールについては、市町村計画に基づき整備を促進しつつ、既設施設の共同利用を行う。

また、学校は「地域コミュニティーの核」として当該地域における防災や交流の場などの機能があるほか、まちづくりの在り方と密接不可分である性格を持っている。学校の統合等については、一定の規模を確保することで、複式学級の解消や集団学習の実施などの利点がある一方、児童生徒のきめ細かな指導の減少や通学距離の延長などの課題があることから、市町村教育委員会の主体的な判断を尊重し、適切に対応していく。

へき地教職員住宅は、令和5年5月1日現在、593 戸(非過疎地域 2 戸)設置している。入居率は、地域や学校によって異なるが、高い傾向にある。へき地における教育の振興を図るため、引き続き、市町村と連携し、整備を促進する。

高等学校の教育施設については、一般校舎の整備率は 98.4%(非過疎地域 91.1%)、産振校舎(産業教育のための実験実習施設)の整備率は 60.6%(非過疎地域 54.5%)、屋内運動場及び水泳プールの設置率は 100%となっている。今後は、老朽化の著しい建物の改築や改修(長寿命化)について、計画的に取り組んでいく。

さらに、幼稚園園舎等についても、引き続き整備を促進する。

表 15 小学校の状況

(単位:校、人、%)

区 分	学 校 数			児 童 数			1 学校あたり児童数		
	令和元年	令和 6 年	比較増減	令和元年	令和 6 年	比較増減	令和元年	令和 6 年	比較増減
過疎等計	69	66	△4.3	6,451	6,363	△1.4	93	96	3.1
非過疎計	196	192	△2.0	93,263	91,530	△1.9	476	477	0.2
県 計	265	258	△2.6	99,714	97,893	△1.8	376	379	0.8

資料：教育庁施設課

注：各年 5 月 1 日現在

表 16 中学校の状況

(単位:校、人、%)

区 分	学 校 数			児 童 数			1 学校あたり児童数		
	令和元年	令和 6 年	比較増減	令和元年	令和 6 年	比較増減	令和元年	令和 6 年	比較増減
過疎等計	47	46	△2.1	2,968	3,194	7.6	63	69	10.0
非過疎計	102	98	△3.9	42,710	44,488	4.2	419	454	8.4
県 計	149	144	△3.4	45,678	47,682	4.4	307	331	8.0

資料：教育庁施設課

注：各年 5 月 1 日現在

表 17 幼稚園の状況

(単位:園、人、%)

区 分	園 数			園 児 数			1 学校あたり園児数		
	令和元年	令和 6 年	比較増減	令和元年	令和 6 年	比較増減	令和元年	令和 6 年	比較増減
過疎等計	49	43	△12.2	1,483	1,101	△25.8	30	26	△15.4
非過疎計	151	115	△23.8	8,593	5,567	△35.2	57	48	△14.9
県 計	200	158	△21.0	10,076	6,668	△33.8	50	42	△16.2

資料：教育庁施設課

注：各年 5 月 1 日現在

表 18 施設の整備状況

(単位: %)

区	分	小学校	中学校	幼稚園
校(園)舎達成率	過疎等計	83.5	81.0	61.4
	非過疎計	87.1	90.8	88.7
	県計	86.7	89.2	82.6
屋内運動場設置率	過疎等計	87.9	87.0	—
	非過疎計	98.4	93.9	—
	県計	95.7	91.7	—
水泳プール設置率	過疎等計	37.9	30.4	—
	非過疎計	85.4	77.6	—
	県計	73.3	62.5	—

資料：教育庁施設課

注：令和6年5月1日現在

(2) 社会教育施設、社会体育施設の整備

過疎地域等における社会教育施設の整備状況は、公民館および公民館類似施設が 59 館(16 市町村)で、設置率は、84.2%(全県 92.7%)である。また、市町村が主体となり運営している図書館が 10 館(6市町村)で設置率は、31.6%(全県 68.3%)となっており、いずれも全県平均を下回っている。

市町村立以外の施設として、国立青少年交流の家が1館、県立青少年の家が1館、設置されている。

公民館及び図書館は、生涯学習を推進するうえで、中核を担う重要な施設であり、今後とも整備を促進する。

公民館について、離島振興総合センター等の公民館類似施設として運営している市町村においては、その施設における社会教育活動の一層の充実を図ることを前提とし、公民館および公民館類似施設が未設置の町村においては他の施設の転用等を含めた設置を促進する。

図書館について、公民館等の図書室等で図書館の代替を実施している町村には、蔵書の拡充、司書等の専門職員の配置等ソフト面の充実を図ることを目標に、社会教育の専門施設としての図書館の設置を促進する。

社会体育施設については、運動場等 33 箇所、庭球場7所、体育館9箇所、水泳プール4箇所、柔剣道場1箇所が整備されている。

各市町村に総合型地域スポーツクラブの設置を促進し、地域住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう推進する。

また、過疎地域等における生涯スポーツの普及と、それぞれの地域の実情に即した施設整備を促進する。

なお、これらの施設の整備にあたっては、住民の生活行動の広域化に対応して質の高い充実した内容を持つ施設を広域的連携のもと設置するとともに、施設の活用にあたっては、各種サークル活動や講座等、地域住民が豊かで文化的な生活を送れるようソフト面の充実強化を促進する。

表 19 社会教育施設の整備状況

(単位:箇所、%)

区分	市町村数	公民館等		図書館		青少年の家	博物館等
		設置数	市町村 設置率	設置数	市町村 設置率		
過疎等計	19	59(16)	84.2	9(6)	31.6	2(2)	19(12)
非過疎計	22	56(22)	100.0	29(23)	100.0	5(5)	21(16)
県 計	41	115(38)	92.7	38(29)	78.0	7(7)	40(28)

※ 公民館等には公民館機能を有する市町村設置の類似施設を含む。

※ 2箇所以上設置している市町村があるため、設置数が市町村数を超えている。

※ 設置数の()は設置している市町村数。

資料：教育庁生涯学習振興課（令和6年3月31日現在）、
文化財課（令和3年5月1日現在・・・博物館等）

表 20 社会体育施設の設置状況

(単位:箇所)

区分	運動場等	庭球場	体育館	水泳プール	銃剣道場
過疎等計	33	7	9	4	1
非過疎計	137	41	31	15	9
県 計	170	48	40	19	10

資料：文化観光スポーツ部スポーツ振興課

注1：令和7年4月末現在

注2：市町村及び財団法人施設を含む

注3：運動場等とは、陸上競技場、野球場、ソフトボール場、サッカー場、
多目的広場等をいう。

(3) 教育の機会均等の確保

過疎地域等では、高等学校や高等教育への進学に際し、一家転住や二重生活等を余儀なくされることが多く、そうした場合、保護者の経済的、精神的な負担が大きくなる。また、小規模離島では、地理的要因から島外の同世代や専門的な人材との交流の機会が限られることとなる。

1 このため、過疎地域等の学生が十分な教育の機会を得るためには、家庭の経済的な負担
2 を軽減することが重要であることから、高等学校が設置されていない離島からの高等学校へ
3 の進学に対しては、寄宿舍と交流機能とを併せ持った施設の運営や通学、居住に要する経
4 費の支援を行う。

5 また、高校卒業後の進学に対しては、高等教育の修学支援新制度の適正な運用を行うな
6 ど、必要な支援に取り組む。

7 さらに、離島における児童生徒が、スポーツ、文化芸術の教育活動で県内外に派遣され
8 る際の経済的負担軽減に努める。
9

4. 保健医療の確保

【保健医療の確保の方針】

地域住民の健やかな暮らしと安心を支えるためには、地域の実情に応じた総合的な保健医療提供体制を確保する必要がある。

このため、医療の確保については、医師の安定的な確保に努めるとともに、巡回診療、救急医療体制の整備、医療機関の整備と機能の充実、離島に居住する患者等の島外医療施設への通院に対する支援等に取り組む。また、沖縄県離島医療組合が運営する公立久米島病院に対しては、安定的な運営ができるよう継続的に支援していく。

地域保健の確保については、保健センター等の整備の促進による保健事業の円滑な実施、保健師の複数配置体制を推進するための人材確保、保健師の資質向上のための現任教育等に取り組む。

(1) 医療の確保

医療の確保については、医師の安定的な確保を図るため、自治医科大学への学生派遣、医学生等への修学資金貸与、県立病院専攻医養成事業等を実施するほか、離島診療所医師の支援として代診医の派遣事業を推進する。

また、離島・へき地診療所の整備を図るとともに、オンライン診療を含む遠隔医療の活用に向けた取り組みを進め、ICTを活用した医療機関相互の連携を図る。

離島に居住する患者等の島外の医療施設への通院に要する経済的負担を軽減するため、通院に係る運賃や宿泊費等の支援を実施し適切な医療を受ける機会の確保を図る。

過疎地域等には、令和4年10月末現在、無医地区が3市村5地区、無歯科医地区が5市村13地区あり、へき地医療拠点病院による巡回診療、派遣医師制度の活用、診療所の施設や設備の整備、ドクターヘリなどの航空機による急患搬送を円滑に実施する等、医療体制の充実強化に努める。

眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科については、圏域の中核病院を中心とした医療提供体制の整備を進めるとともに、へき地医療拠点病院等の医療機関と連携した巡回診療の実施等により受診機会の確保を図る。

表 21 医療施設に従事する医師・歯科医師数

(単位:人)

区分	医師		歯科医師	
	医師数	人口 10 万人対	歯科医師数	人口 10 万人対
過疎等計	133	130.9	57	55.9
非過疎計	3,352	248.8	783	58.2
県 計	3,485	240.7	840	58

資料:保健医療部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

注1:平成30年12月31日現在

注2:「過疎等計」の「医師数」及び「歯科医師数」には、南城市(旧知念村区域)を含む数値を記載しているが、「人口10万人対」には含まない数値を記載

表 22 医療施設数

(単位:箇所、人)

区分	病院数				一般診療所数				歯科診療所数			
	県立	市町村立	その他	計	県立	市町村立	その他	計	県立	市町村立	その他	計
過疎等計	2	0	5	7	15	9	52	76	0	12	35	47
非過疎計	5	0	79	84	2	4	819	825	0	0	566	566
県 計	7	0	84	91	17	13	871	901	0	12	601	613

資料:厚生労働省「医療施設調査」

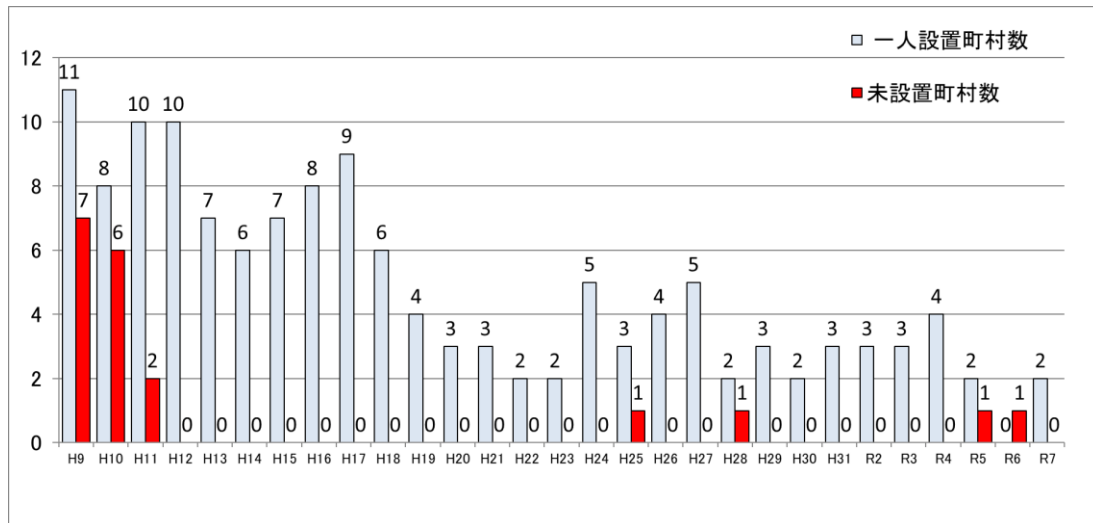
注:令和元年10月1日現在

(2) 地域保健の確保

地域保健の確保については、保健センター等の整備を促進し、疾病予防、健康診査、健康相談及び機能訓練等の保健事業の円滑な実施を推進する。

地域保健活動を担う保健師については、地域住民のニーズに対応した保健指導等の活動が円滑に行えるよう、複数配置体制を推進する。このため、町村が必要な対策を講じてもなお保健師を安定的に確保できない地域について、保健活動の円滑な実施や人材の確保及び現任教育等資質向上を図る。

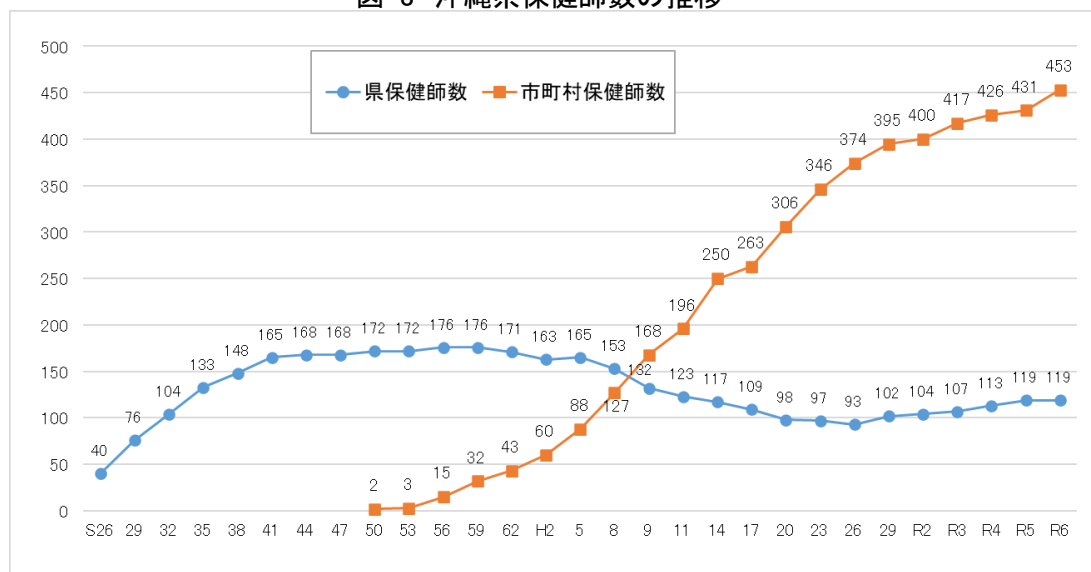
図 2 保健師未設置・一人設置町村数の推移



資料：保健医療政策課調査

注：令和6年4月1日現在

図 3 沖縄県保健師数の推移



資料：保健師活動領域調査

注：令和6年5月1日現在

5. 子ども・子育て支援の充実、高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進

【子ども・子育て支援の充実、高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進の方針】

次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりや高齢者等の生活の安心を確保するため、児童福祉対策、老人福祉対策及び障害者福祉対策の充実を図る。

子ども・子育て支援については、地域の実情に応じて、保育所等の施設整備等の支援と各種子育て支援事業の促進、こどもの貧困の解消に向けた総合的な支援に取り組む。

高齢者等の福祉の向上及び増進については、介護サービスの基盤整備の支援、介護予防や高齢者の権利擁護、社会参加システムの形成、民間福祉活動等の拡充を図るほか、障害者福祉サービスの提供等の充実を図るための人材育成、自治体間連携を強化する。

また、少子高齢化の進行や人々の暮らしが多様化する中で、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない相談窓口の設置等、市町村における包括的な支援体制の整備を図る。

(1) 子ども・子育て支援の充実を図るための対策

過疎地域等における保育所の設置状況は、ほぼ充足されている状況にあるが、今後とも関係市町村と調整を図りながら、地域の実情に応じ、保育所等の施設整備等を支援する。

また、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっていることから、地域のニーズに対応した各種子育て支援事業の実施を促進するほか、こどもの貧困の解消に向けた施策を複眼的もしくは多角的に推進する。

(2) 高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域等においては、高齢者の占める割合が他の地域と比べて高くなっており、また、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなど、その対策は緊急な課題となっている。また、本県の過疎地域等は離島が多く、地理的特性から採算性が低いことから、介護保険における民間事業者の参入が厳しい状況にある。

過疎地域等における特別養護老人ホーム等については、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき圏域ごとに整備を行うとともに、市町村の介護保険事業計画に基づき地域の実情にあった地域密着型サービス事業所の整備を行う。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域支援事業の円滑な実施を支援し、介護予防や高齢者の権利擁護の推進に取り組む。

さらに、障害のある人の地域生活を支える障害福祉サービスの提供や、相談支援体制の充実を図るため、地域のニーズを考慮しながら、人材育成等に努めるとともに、近隣自治体等関係者間の連携を強化し、支援体制の整備を促進する。

6. 地域文化の振興

【地域文化の振興の方針】

地域の歴史・風土の中で育まれてきた個性豊かな地域文化は、人々を惹きつける魅力となるものであるほか、地域住民が等しく郷土文化にふれ、豊かな生活を営むためにも、その保存と継承、発展、普及は重要である。

このため、地域文化の振興等については、重要文化財の指定、観光・教育等における活用、伝統文化の担い手への支援、継承者の育成、芸術鑑賞の機会の創出等に取り組むほか、登録博物館・博物館相当施設の指定等を促進する。

(1) 地域文化の保存、継承等

地域の貴重な文化遺産を後世へ継承するため、地域内にある有形、無形、民俗、記念物等の文化財の調査を促進し、重要な文化財の指定を推進するとともに、これらの文化財の保存整備や活用を図る。

また、地域の伝統的文化(祭祀・芸能など)、伝統的な行事や営みの重要性と文化的価値を再評価したうえで、地域資源として保全しつつ、観光、教育等に持続的に活用していくことで、適切な継承・発展を図る。

さらに、文化の継承や新たな文化の創造に向け、伝統文化の担い手への支援、継承者の育成を図るとともに、過疎地域等においては芸術鑑賞の機会が少ないことから、その機会の創出に努める。

(2) 地域文化の振興等に係る施設指定等の促進

過疎地域等における公立の民俗資料館等の文化施設の整備状況は、19 館(12 市町村)となっている。

これらの施設は、地域文化の継承と創造・発展を図る上で必要なものであることから、登録博物館・博物館に相当する施設(指定施設)の指定等を促進する。

7. 集落の維持・活性化と整備

【集落の維持・活性化と整備の方針】

住民の減少や高齢化が進行している実状、今後の人口減少が加速することを踏まえ、地域住民自ら集落の目指す将来像を描けるように支援を行い、地域社会を存続させるための地域コミュニティ活性化・集落整備に取り組む必要がある。

このため、集落の維持については、地域の商業施設としての機能だけでなく重要なコミュニティの拠点となっている共同売店への支援や地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の形成、生活圏内に生活サービスを確保・集約した「小さな拠点」づくり等に取り組むほか、若者が定着する魅力と活力にあふれた地域社会を形成するため、観光客の需要を取り込みながら集落の活性化を図るなど、ソフト面の幅広い施策を展開する。これらの集落維持に向けた施策の効果的な展開を図るため、地域運営に関わる人材の育成・確保や地域課題に取り組む民間団体等の育成・支援を行う。

集落の再編整備については、小規模集落等における地域住民からの移転要望に即した対応を行うほか、住みやすい住環境づくりを目標に、各種公共施設及び生活環境施設等を整備する。

その他、地域住民の現状や地域の実情を把握するための集落支援員や地域力の維持・強化に取り組む地域おこし協力隊などのサポート人材の設置を促すとともに、実行的な集落対策が展開できるよう支援する。

(1) 集落の維持・活性化

集落の維持については、集落住民自身が地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落全体で将来像を描くことが重要であることから、地域の実情に応じて、集落点検や集落のあり方に関する住民同士の話し合い等に取り組めるように集落支援員等を活用しながら支援する。また、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の生活を支えるため、地域コミュニティの拠点であるにも関わらず集落の小規模化等の影響により厳しい経営状況となっている共同売店への支援、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の形成や生活圏内での機能・サービスを確保・集約した「小さな拠点」づくり、その周辺集落間をつなぐネットワークコミュニティを構築するなど、住民の生活に必要な生活サービス機能の維持に取り組みつつ、教育、医療、福祉等の社会サービスが受けられるよう、基幹集落を中心に公共施設及び生活環境等を整備する。さらに、若者が定着する魅力と活力にあふれた地域社会を形成するためには、住民の創意・工夫を生かし、各地域の持つ多様で魅力的な地域資源を地域の宝・財産として磨き上げ、観光需要を取り込みながら優位性や独自性を発揮させるソフト面の対策を強化する必要がある。

このため、地域おこしに向けた住民意識の高揚を図りつつ、地域活性化の核となるような人材の育成・確保に努めるほか、地域の持続的発展に向けて住民、地域団体、NPO、生産

者・事業者など多様な主体が参画・協働する取組の支援、地域内外の多様な交流の促進、生産・生活の両面にわたる地域活動の支援、住民に身近な生活交通の確保、空き家の利活用の促進、住民の安全・安心な暮らしの確保等、幅広い施策の展開を図る。

(2) 集落の再編整備

集落の再編整備については、小規模集落等における地域住民からの移転要望に即した対応を行うとともに、UJIターンを含む若者定住を促進し、地域の持続的発展を図るための住宅のストックの形成を図る等、住み易い住環境づくりを目標に、各種公共施設及び生活環境施設等の整備を促進する。なお、過疎市町村等は、住宅確保の課題に対応した空き家の利活用等、宅地や住宅の整備及び供給の方法について、地域の実情を踏まえつつ、移住希望者のニーズに対応できるよう努めることとする。

(3) 集落を支援する人材の確保

集落対策を講ずる上では、地域住民の現状や地域の実情を把握することが重要であることから、地域の実情に応じて、集落点検や集落のあり方に関する住民同士の話し合い等に従事する集落支援員や、地域力の維持・強化に直接投資する地域協力活動の担い手となる地域おこし協力隊などのサポート人材の設置を促す。

また、集落支援員同士が役割や課題を共有できるような連携体制の構築を求めていくほか、国の制度と過疎市町村等の現場の総合的なコーディネート、先進事例等の情報提供、広域で地域づくり活動に取り組む人材を集める場を設けるなど、実行的な集落対策を展開できるよう支援する。

第2節 地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興 と地域経済の活性化

1. 産業の振興

【産業振興の方針】

過疎地域等の特性と住民の創意を生かした特色のある産業の振興が、地域の持続的発展に果たす役割が大きいことから、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、総合的・計画的な施策の推進を図る。

このため、引き続き各種生産・環境基盤の整備及び流通体制の整備を促進し、生産体制の強化と経営の安定化を図るとともに、各種産業の後継者の育成・確保に努め、あわせて生産・加工・流通・販売の分野を地域で一貫して行うなど複合的経営手法の積極的導入を推進し、地域経済の活性化を促進する。

農業については、かんがい施設、ほ場及び防風施設等の各種農業生産基盤の整備を推進するとともに、農業技術の開発・普及、農業経営の近代化及び担い手への農地利用集積や農業後継者の育成・確保に努め、生産体制の拡充強化を図る。特に過疎地域等において地域経済に重要な位置を占めるさとうきびや、亜熱帯海洋性気候を生かした野菜、花き、果樹などの園芸作物の生産及び品質向上対策、畜産の振興に努め、若者に魅力ある営農体制の確立を図り、特色ある地域農業の確立や ICT 等を活用した取組を推進することにより、農業生産活動の活性化と経営の安定化、流通体制の整備、加工の合理化、製品の高付加価値化に努め、市場競争力の強化を図る。

また、豊かな自然等を生かしたグリーン・ツーリズム等による都市との交流を促進するとともに、地域資源を活用した特産品開発による農産物の高付加価値化を図り、観光産業等との連携を強化する。

林業については、保安林等の整備を推進し、国土の保全、水源のかん養等森林の持つ公益的機能の総合的な維持増進に努めるとともに、林業生産基盤の整備を促進し、地域の特性に応じた特産林産物の生産振興等、地域の特性に応じた林業の育成に努める。

水産業については、良好な漁場環境の最大活用とつくり育てる漁業等を推進し、新しいニーズに対応した漁港・漁村の整備を行い、資源管理型漁業の推進並びに水産物流通加工体制の整備拡充等を図るとともに、漁業後継者の確保・育成に努め、漁業経営の安定化を図る。また、水産業の生産基盤となる漁港・漁場施設の整備を引き続き推進する。漁港施設については、長寿命化対策、防災・減災対策、荒天時の安全係船対策、漁業就労環境の改善等を柱とした整備を推進し、漁場施設については、浮魚礁の新設及び更新整備等を推進する。あわせて、農山漁村集落の環境整備を促進し、活力ある農山漁村社会の形成に努める。

地場産業については、泡盛、農林水産加工品、砂糖等地場資源を活用した製造業と、織物、陶器等の伝統工芸産業が中心となっているが、製造業については、地域資源を生かした特産品づくりを進め、加工施設の近代化、加工技術の向上等生産体制の強化を図るとともに、製品の供給体制の安定化及び販路の拡大に努める。伝統工芸産業等については、需要の多様化等時代のニーズに合った製品の開発を推進し、商品の多様化を図り、産地組合の共同購買及び共同販売等を促進するとともに、後継者の育成・確保及び原材料の安定供給に努める。あわせて、産地組合の組織機能を強化する。

企業誘致については、環境保全に配慮しつつ、地域の特性や企業ニーズを踏まえ、地元自治体と連携して取り組む。

起業の促進については、県が構築した総合支援体制の活用や関係機関と連携により、地域の特性を生かした起業を支援する。

商業については、観光地としての優位性を活かした展開や、県融資制度の活用などにより、地域商業の活性化を推進する。

観光産業については、多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光プログラムの創出や、エコツーリズム等の体験・滞在型の観光等、地域の特色を生かした個性ある観光地づくりを推進する。また、「安全・安心で快適な島沖縄」の実現に向けた受入体制の充実・強化や、DXを活用した観光情報の発信などを推進し、地域総体としての魅力の向上に努めるとともに、各地域社会が受忍できる一定の量を求めながら、地域経済を支える収益力の強化など質の高い観光振興に取り組む。

新たな産業の振興については、成長の可能性を秘めた産業分野として期待されるブルーエコノミーについて、県の推進する各種施策の展開においては、過疎地域等の地理的特性を最大限に生かしていく観点を持つとともに、地域の活性化にも資するよう、関係市町村と連携して取り組んでいく。

就業の促進については、テレワークやギグワークなどの柔軟な労働環境の整備を進める。

また、過疎地域等の産業振興を効果的に促進するためには、過疎対策法に基づく税制措置を活用することが重要であることから、過疎市町村等の実情に応じて、税制の対象区域や対象業種等を産業振興促進事項として市町村計画に記載し、その活用を図る。

(1) 農林水産業の振興

ア 農業

(ア) 経営耕地面積及び経営規模別農家戸数

過疎地域等における経営耕地面積は、平成 27 年の 14,777ha から令和2年には 12,666ha と 14.3%の減少、非過疎地域及び全県の経営耕地面積はそれぞれ 34.7%、22.0%の減少となっている。

また、令和2年における1戸当たり経営耕地面積は、非過疎地域の 0.75ha に対し、過疎地域等はさとうきび、パインアップル及び肉用牛等土地利用型が中心であることから 1.86ha と大きくなっている。

次に、令和2年の経営耕地面積規模別販売農家数の構成比を見ると、1ha 未満が過疎地域等で 33.0%、非過疎地域で 69.9%、1ha 以上3ha 未満がそれぞれ 46.7%、21.2%、3ha 以上がそれぞれ 20.3%、8.9%となっている。

今後、農業就業者の確保の他、農地中間管理機構事業と連携した地域農業の担い手への農用地利用集積を積極的に進め、経営規模の拡大を図るとともに、農作業の受託組織を育成して収穫作業の機械化一貫作業体系の確立普及に努める。あわせて収益性の高い園芸作物等の導入により農業所得の向上を図る。

表 23 経営耕地面積と経営耕地面積規模別販売農家数
(単位:ha、経営体)

年次	項目区分	経営耕地面積	一戸当たり経営耕地面積	経営規模別販売農家数			
				1 ha 未満	1 ～ 3 ha	3 ha 以上	計
平成 27 年	過疎等	14,777	1.70	2,958	3,642	1,513	8,113
	非過疎	8,930	0.80	4,783	1,439	518	6,740
	全県	23,707	1.19	7,741	5,081	2,031	14,853
令和2年	過疎等	12,666	1.86	2,026	2,865	1,242	6,133
	非過疎	5,828	0.75	3,458	1,049	441	4,948
	全県	18,493	1.27	5,484	3,914	1,683	11,081
令2/平 27 (%)	過疎等	85.7	109.6	68.5	78.7	82.1	75.6
	非過疎	65.3	94.6	72.3	72.9	85.1	73.4
	全県	78.0	106.8	70.8	77.0	82.9	74.6

資料：農林水産省「農業センサス」

注1：「経営耕地面積」及び「一戸当たり耕地面積」は総農家により、「経営規模別販売農家」は販売農家による

注2：「農業センサス」の調査方法に変更があるため、平成27年は戸数、令和2年は経営体数（個人経営体）を記載

(イ) 農家戸数及び農家就業人口

過疎地域等における農家戸数は、平成27年の7,898戸に対し、令和2年は5,984経営体¹となっており、24.2%の減少となっている。

また、非過疎地域においては、平成 27 年に対し、令和2年は 22.9%の減少となっている。

主副業別経営体数(個人経営体)をみると、令和2年の主業農家の割合は、過疎地域等が 29.5%、非過疎地域で 37.9%と、いずれも平成 27 年と比べ減少(過疎地域等 2.3%、非過疎地域 0.7%)する一方で、副業的農家の割合が増加(過疎地域等 6.8%、非過疎地域 8.4%)している。

過疎地域等における基幹的農業従事者数は、平成 27 年の 9,011 人から令和2年は 6,782 人となり、24.7%の減少となっている。年齢階級別でも、15～29 歳では、平成 27 年の 101 人から令和2年は 56 人で 44.6%の減、30～59 歳では、平成 27 年の 2,255 人から令和2年は 1,147 人で 37.2%の減、60 歳以上では、平成 27 年の 6,655 人から令和2年は 5,309 人で 20.2%の減、さらに全体の約 78%が 60 歳以上となるなど、担い手や後継者不足等による高齢化の進行により就業人口が減少傾向で推移しており、就農者の育成・確保が大きな課題となっている。

このため、過疎地域等の活性化を図るには、引き続き農林水産業及び製糖業等の関連産業の振興を図るとともに、農業と観光産業との連携を図りつつ安定的な就業の確保に努める。また、生産基盤の整備とあわせて農村環境を計画的に整備し快適な農村空間の創出に努める。

表 24 農家数の状況

(単位:経営体)

年次	項目 区分	農家数						合 計
		主 業		準 主 業		副 業 的		
			(構成 比)		(構成比)		(構成 比)	
平成 27 年	過 疎	2,515	31.8%	1,467	18.6%	3,915	49.6%	7,898
	非過疎	2,451	38.6%	1,138	17.9%	2,755	43.4%	6,343
	全 県	4,966	34.9%	2,605	18.3%	6,670	46.8%	14,241
令和2年	過 疎	1,766	29.5%	843	14.1%	3,375	56.4%	5,984
	非過疎	1,855	37.9%	504	10.3%	2,532	51.8%	4,891
	全 県	3,621	33.3%	1,347	12.4%	5,907	54.3%	10,875
令2/平 27 (%)	過 疎	70.2		57.5		86.2		75.8
	非過疎	75.7		44.3		91.9		77.1
	全 県	72.9		51.7		88.6		76.4

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：「農業センサス」の調査方法に変更があるため、平成 27 年は戸数、令和 2 年は経営体数（個人経営体）を記載

表 25 年齢階級別農業就業人口の状況

(単位:人)

年次	項目 区分	年齢階層別の基幹的農業従事者数						合計
		15～29 歳	(構成 比)	30～59 歳	(構成 比)	60 歳以上	(構成 比)	
平成 27 年	過疎	101	1.1%	2,255	25.0%	6,655	73.9%	9,011
	非過疎	156	1.8%	2,672	30.6%	5,908	67.6%	8,736
	全 県	257	1.4%	4,927	27.8%	12,563	70.8%	17,747
令和 2 年	過疎	56	0.8%	1,417	20.9%	5,309	78.3%	6,782
	非過疎	82	1.3%	1,795	27.6%	4,629	71.1%	6,506
	全 県	138	1.0%	3,212	24.2%	9,938	74.8%	13,288
令 2 / 平 27 (%)	過疎	55.4		62.8		79.8		75.3
	非過疎	52.6		67.2		78.4		74.5
	全 県	53.7		65.2		79.1		74.9

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者数とは、農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数

(ウ) 農業生産基盤の整備

過疎地域等の活性化や福祉の向上を図るには、農業・農村の振興は重要な課題である。

そのため、地域の特性や営農形態に応じて、これまでも農業生産基盤整備を積極的に推進してきたところである。

しかしながら、令和5年度までの整備水準は、農業用水源整備で 62.4% (県平均 65.5%)、かんがい施設整備で 52.5% (県平均 53.7%)、ほ場整備で 67.1% (県平均 68.6%)となっており、県平均より若干下回っている。

そのため、今後とも引き続き、過疎地域等の農業生産基盤の整備を進めるために、水利施設整備事業、農地整備事業等の各種基盤整備事業の導入を図っていくとともに、既存農業水利施設の維持管理支援を積極的に進めていく。

表 26 農業生産基盤事業整備実績

(単位:%)

区分	農業用水源整備	かんがい施設整備	ほ場整備
過疎等	62.4	52.5	67.1
非過疎	70	55.6	70.9
全 県	65.5	53.7	68.6

資料：農林水産部村づくり計画課（令和5年度実績）

注：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「過疎等」には一部過疎地域（南城市旧知念村区域）を含まない数値を記載

(エ) さとうきび及びパインアップルの生産振興

a さとうきび

本県のさとうきびは、令和2年における栽培面積では経営耕地面積の約 46% (16,514ha)を占め、総農家数の約 85.4%(12,597 戸)がその栽培に従事し、依然として、本県農業の基幹作物として重要な地位にあり、農家経済のみならず地域・県経済の維持・発展に大きく貢献している。

特に過疎地域等においては、令和5/6年期の収穫面積は 9,746ha で、全収穫面積の 74.0%、栽培農家は 6,725 戸で、全農家の 56.2%を占めており、基幹作物として地域経済に果たす役割は大きい。

過疎地域等における生産状況は、生産者の高齢化や後継者の減少、一部では他作物への転換等が見られるものの、生産基盤の整備、耕作放棄地の解消、夏植から株出への移行等により、宮古、八重山地域において、収穫面積の増加が見られる。

今後、生産性及び品質の向上を図るため、優良種苗の増殖・普及、農作業受託組織の育成、農業生産法人の設立等に努めるとともに、地域に即した機械化一貫作業体系の確立・普及を促進する。

表 27 さとうきびの生産状況

(単位: 戸、ha、kg、t)

	R 元/R2				R5/R6			
	生産戸数	収穫面積	10a 当たり収量	生産量	生産戸数	収穫面積	10a 当たり収量	生産量
過疎等	7,001	9,330	5,441	507,673	6,725	9,746	5,154	502,3
非過疎	5,997	3,571	4,709	168,154	5,232	3,418	4,738	161,9
全県	12,998	12,901	5,239	675,827	11,957	13,164	5,046	664,2
疎等/全県	53.9	72.3		75.1	56.2	74.0		75

資料：農林水産部糖業農産課

b パインアップル

パインアップルは、厳しい自然条件下でも比較的安定した生産が可能であると同時に、本島北部、八重山地域をはじめ、過疎地域等においては地域経済を支える重要な作物の一つである。

令和5年度の過疎地域等における生産状況は収穫面積 118ha、生産量 1,664t となっており、収穫面積で県全体の 37.1%、生産量は 28.2%を占めている。一方、10a 当たり収穫量を見ると 1.4t で全県と比較し、低い収穫量となっている。

引き続き、生食用と加工用原材料果実のバランスのとれた生産体制の確立を図るため、品種の組み合わせ及びハウス等施設導入による出荷期間の拡大、機械化・省力化による生産コストの削減、農作業受委託等による担い手育成対策等を推進し、地域の実情に応じた生産性の向上に努める。

特に生食用については、生食用優良種苗の増殖・普及とあわせて品種別に高品質で生産性の高い栽培技術を確立し、生産拡大及び農家経営の安定に努める。

表 28 パインアップルの生産状況

(単位:戸、ha、kg、t)

区分	令和元年度				令和5年度			
	農家戸数	収穫面積	10a当たり収量	生産量	農家戸数	収穫面積	10a当たり収量	生産量
過疎等	150	133	1,457	1,944	177	118	1,411	1,644
非過疎	317	163	1,600	2,602	322	220	1,932	4,250
全 県	467	296	1,536	4,546	499	338	1,750	5,914
過疎等／全県	32.1	45.1	-	42.8	35.5	34.9	-	28.1

資料：沖縄県農林水産部 農業関係統計、園芸振興課業務統計資料

(オ) 野菜・花き・果樹

野菜については、亜熱帯の温暖な自然条件を生かし、冬春期の本土端境期における供給産地として、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、かぼちゃ等を中心に生産され、当該時期における県外出荷品目として産地が形成されている。過疎地域等における野菜生産は減少傾向にあるが、ゴーヤー、かぼちゃ等の主要産地が形成されつつある。今後も生産条件および生産出荷体制の整備等を進めつつ、当該地域における有望品目の生産拡大、産地育成を図っていく。

花きについては、冬春期の温暖な気象条件を生かしてキク類、切り葉類、観葉鉢物等が県外出荷され、特に小ギクについては全国一の産地となっている。過疎地域等における切り花類の生産量は、県全体の約2割であるが、本県の花き生産を牽引する主要産地も形成されてきた。今後も生産条件および生産出荷体制の整備等を進めつつ、拠点産地育成及び生産拡大を推進する。

果樹については、亜熱帯の地域特性を生かして、かんきつ類及びマンゴー等熱帯果樹類を生産している。過疎地域等においては、県全体の生産量の約4割を占めており、県内果樹の主要産地となっていることから、引き続き拠点産地の育成強化及び生産拡大を推進する。

今後とも生産条件の整備や現場即応型の栽培技術の開発・普及を進めつつ、流通体制の整備と低コスト輸送体制を整備し、計画的生産と安定出荷が可能な産地の形成を図る。

(カ) 葉タバコ・茶・水稻等

葉たばこは、主に離島地域を中心にさとうきびとの複合経営が行われ、地域の特産農作物として定着している。

一方、令和3年度の廃作募集により収穫面積は大きく減少し、令和4年度以降の生産は横ばい傾向にある。令和5年度の収穫面積は 500ha で全国第2位となっており、一人当たり栽培面積は 3.8ha で全国一となっている。今後とも機械化の促進と共同乾燥施設等の整備により、省力化と良品質の葉たばこ生産の推進に努める。

茶については、本島中・北部地域で生産され温暖な気象条件から、全国で最も早く一番茶を収穫できる等有利な条件にある。しかしながら台風、干ばつの被害により収量が低いことや本県に適した優良品種が少ない等課題も多い。

今後とも中・北部地域の特産作物として安定的な生産拡大を図るために、亜熱帯性気候を活かした茶生産技術の確立及び機能性に着目した優良品種の導入・普及並びに紅茶生成技術の確立等を推進する。

かんしょについては、イモゾウムシ等の特殊病害虫やサツマイモ基腐病等の蔓延により、生産は伸び悩んでいる。

しかし、近年かんしょは繊維質に富んだ機能性食品として、また、特に果肉色が赤紫色のかんしょについては、抗酸化機能が注目され加工商品の開発が盛んになっており、かんしょの産地が形成されつつあり、粉末、ペースト等の一次加工品、タルト、ケーキ等多様な商品開発がなされている。今後、イモゾウムシ等の根絶事業の進捗と並行した安定的な生産拡大を図る必要があり、出荷規格の統一、農協等による一元出荷体制の確立等拠点産地の育成を図っていく。

薬用作物については、近年、生産は減少傾向にあるが、健康食品関係企業の積極的な商品開発により新たな市場の開拓・拡大が期待されている。しかしながら、薬用作物は生産農家と加工業者との直接的な委託栽培が多いため、出荷や価格等の課題も多い。そのため、今後とも安定的な生産拡大を図るためには、拠点産地を育成し、規格・品質の統一、一元的な集出荷体制の確立等加工原料の安定的な供給体制の確立を推進する。

水稻は、条件の不利な離島地域の主要な作物として重要な位置を占めており、今後とも、品質、反収の向上により農家経営の安定を図るとともに、全国一早い超早場米の生産地の育成を図っていく。

(キ) 畜産の振興

本県の畜産は、伝統的な豚文化と県民の旺盛な食肉需要に支えられ、近年では亜熱帯の恵まれた自然条件を生かした肉用牛生産の拡大により農業の基幹的部門として発展を遂げてきた。一方で、産業従事者の高齢化および後継者不足、畜産環境問題への対応、飼料費の高騰等による生産コストの高騰、輸入畜産物及び県外産畜産物との価格競争など、畜産を取り巻く情勢は厳しい状況が続いている。今後は社会情勢に対応した生産性の向上とブランド化を図り、高品質・低コストで安全・安心な畜産物を供給可能な生産基盤の強化を推進する。

過疎地域等における肉用牛飼養頭数は、令和5年 12 月末現在、30,861 頭で、全県の 42.7%を占めている。

このように、過疎地域等は本県肉用牛生産の上で重要な位置を占めており、今後とも豊富な草資源を生かした肉用牛の子牛生産供給基地等の形成を図るため、生産基盤及び地域に合った畜産施設の整備を推進する。

また、過疎地域等の乳用牛の飼養頭数は、令和5年 12 月末現在、347 頭で、全県の 9.4%を占めている。生乳は、全国的に需要に見合った計画的生産が行われているが、沖縄県では飼料費と導入素畜費の高騰に加え、環境対策に係る経費が増大しており不安定な供給状況が続いている。したがって、頭数の維持と泌乳量の改良に必要な施策を進め、生産性向上を図り、酪農家の経営安定化に向けて努める。

過疎地域等における豚の飼養頭数は増加傾向にあり、令和5年 12 月末現在、75,645 頭で、全県の 39.0%を占めている。令和2年1月に豚熱(CSF)の発生が確認されて以降、飼養管理基準の徹底が重要となっております。また、観光業の発展に伴い、畜産環境問題への対応もより厳重化されることが懸念されます。

今後は飼養管理基準の徹底および家畜ふん尿処理技術の向上を図り、養豚経営の安定化に向けて努める。

表 29 家畜の飼養頭数及び生産頭数

項目 区分	肉用牛				乳用牛	豚
	令和2年12月末現在		令和5年12月末現在		令和5年 12月末現 在	令和5年 12月末現在
	飼養戸数	頭数	飼養戸数	頭数	頭数	頭数
過疎等	1,210	33,447	1,074	30,861	347	75,645
非過疎	1,064	40,810	1,066	41,370	3,332	118,111
全 県	2,274	74,257	2,140	72,231	3,679	193,756
過疎等／全県	53.2%	45.0%	50.2%	42.7%	9.4%	39.0%

資料：農林水産部畜産課

(ク) 分蜜糖及び含蜜糖対策

本県の分蜜糖工場は9工場のうち7工場が、また、含蜜糖工場は8工場すべてが過疎地域等に立地しており、その多くの製糖工場は、沖縄本島の工場に比べ原料規模が小さいことなどから、製造コストが高くなっている。

特に含蜜糖工場については、輸入黒糖や再製糖との競合、さとうきびの生産が不安定なことなどにより、経営環境は極めて厳しい状況にある。過疎地域等における製糖業は、さとうきびの生産、製糖を通じて雇用機会の少ない地域経済を支える極めて重要な基幹産業であり、工場の安定的な原料を確保するために、さとうきび生産の拡大を図る生産体制の強化及び品質向上対策について、引き続き、必要な財政措置を講じる必要がある。

表 30 さとうきび生産額(令和5／6年産)

(単位:t、千円)

項 目 区 分	分蜜糖		含蜜糖		合 計	
	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額
過疎等	444,613	11,361,438	57,731	1,511,768	502,344	12,873,207
非過疎	161,940	4,081,056	0	0	161,940	4,081,056
全 県	606,553	15,442,494	57,731	1,511,768	664,284	16,954,262

資料：農林水産部糖業農産課

(ケ) 担い手育成・確保支援及び指導

過疎地域等における農業の振興を図るためには、各種基盤整備の推進に加え、地域の農業を支える担い手の育成・確保が重要である。

そのため、就農希望者に対する就農相談活動の実施と新規就農者に向けた技術や経営能力向上のため、県立農業大学校における実践的研修教育をはじめ、普及指導機関における講習会等の実施に努めるほか、各種制度資金等を活用し、農業施設等の経営基盤整備の支援を推進する。

また、農業のDX化を進め、スマート機器類に対応できる人材育成と指導体制等の整備拡充に努める。

イ 林業

過疎地域等における森林面積は 70,492ha で、県内全森林面積の 65.9%を占めている。

所有形態別に見ると、国有林 45.6%、県有林 5.6%、市町村有林 28.5%、私有林 20.3%となっており、その多くを国有林で占めているが、森林施業については、国有林の大部分が米軍提供地や制限林であることから、市町村有林が施業の拠点となっている。

今後も、引き続き森林の有する水源かん養等公益的機能の発揮を基本に、計画的な森林の造成及び林業の担い手の育成等により、林業生産の一層の増大と林業従事者の所得の向上に努めるとともに、地域の森林資源を生かした特産林産物等の生産振興拡大及び流通施設や林業生産基盤の整備を推進する。

表 31 森林の状況

(単位:ha)

区 分	国 有 林	民 有 林			
		地 域 森 林 計 画 対 象			
		総 数	県 有	市町村有	私 有
過疎等	32,153	38,529	4,024	19,833	14,672
非過疎	0	35,566	1,658	20,725	13,183
全 県	32,153	74,095	5,682	40,588	27,855

資料：農林水産部 森林管理課（令和7年4月現在）

ウ 水産業

(ア) 漁業経営体及び漁業就業者

過疎地域等における漁業経営体数は、令和5年現在、1,142 経営体で、全県(2,658 経営体)の 43.0%を占めている。平成 25 年度と比較すると、過疎地域では 14 経営体(2.1%)増加した。なお非過疎地域も 18 経営体(1.2%)の増加となっている。

このように、これまで実施してきた漁港・漁村及び漁場の整備をはじめ、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業の推進等の取組により、漁業経営体数は現状が保たれている。しかし、漁業就業者の高齢化は依然として進んでおり、水産業を取り巻く現状は厳しい状況にあることから、継続した取組の実施により、魅力ある漁業環境の形成に務める。

表 32 漁業経営体(個人経営体数)

(単位:経営体、%)

区分	平成 25 年		令和 5 年	
		構成比		構成比
過疎等	1,118	42.7	1,142	43.0
非過疎	1,498,627	57.3	1,516	57.0
合 計	2,616	100.0	2,658	100.0

資料：漁業センサス

表 33 年齢別漁業就業者数(全県)

(単位:人、%)

区分	平成 25 年		令和 5 年	
		構成比		構成比
15～39 歳	814	22.1	477	17.1
40～59 歳	1,364	37.0	1,008	36.2
60 歳以上	1,508	40.9	1,302	46.7
総計	3,686	100.0	2,787	100.0

資料：漁業センサス

1 (イ) 漁場の整備

2 過疎地域等における沿岸漁業は、沖合域におけるソデイカ漁業や浮魚礁(パヤオ)漁
3 業、陸棚及びサンゴ礁域における底魚一本釣り漁業や潜水漁業等が営まれている。また、
4 温暖な海域特性を生かしたモズクやクルマエビ等海面養殖が展開されている。しかし、沿
5 岸資源の減少等の多くの課題を抱えている。

6 このような状況の中、沿岸漁業の振興を図るため、本県沿岸資源の現状、地域の漁業
7 の実態、海域特性等を考慮しつつ、浮魚礁等の整備を進める
8

9 (ウ) 漁港の整備

10 過疎地域等には、県管理漁港 16 港、市町村管理漁港 30 港及び漁港海岸保全区域
11 28 箇所があり、これらの漁港等は水産業の生産基盤及び流通の拠点だけではなく、地域
12 の生活基盤となっていることから、その整備は重要である。

13 漁港の整備は、これまで、外郭施設、係留施設、水域施設等の基本施設の整備を重点
14 的に推進してきた。しかし、台風時に漁船が安全に係留できない等基本施設が不十分な
15 漁港があることや復帰前の施設や耐用年数を経過した施設の老朽化や機能の低下により
16 更新を必要とする施設が増加している。さらに地震や津波、高潮や高波の増大等に対す
17 る漁港の安全対策を図る必要があるため、引き続き計画的に漁港機能の高度化及び施
18 設の更新を図っていく必要がある。

19 また、漁港の就労環境及び漁村の生活環境の向上に必要な施設整備を行うとともに、漁
20 港内の放置艇の撤去など計画的な漁港の保全に取り組む。
21

22 (2) 地場産業の振興

23 過疎地域等における地場産業は、泡盛、農林水産加工品、砂糖等地場資源を活用した
24 製造業と、織物、陶器等の伝統工芸産業が中心である。

25 泡盛、食品加工業等の製造業については、地域資源を生かしたオキナワ型産業を積極的
26 に振興していくことにより活性化を図るとともに、高付加価値製品の生産を高めるため、生産
27 設備の整備と技術力の向上を図り、製品の安定供給を促進する。

28 伝統工芸産業等については、時代のニーズに合った製品開発の促進、需要開拓、販路
29 拡大を図るとともに、後継者の育成・確保に努める。

30 また、これらの地場産業は、概して経営規模が零細であるため、経営力の強化に努めつ
31 つ事業者間の連携を強め、組織化、共同化、情報化を促進するとともに、公的制度資金等
32 の積極的活用により近代化を図る。さらに、物産展、産業まつり、離島フェア等を通して、地
33 域外への市場拡大を積極的に展開し、製品の販路拡大を図る。

34 さらに、地域に根ざした独自の文化や自然の恵みを生かし、地域ならではの個性的で付
35 加価値の高い特産品を対象として、コーディネーター及び外部専門家による指導等を行い、
36 事業者等の販売戦略を構築し、人材育成を支援し、特産品等の販売促進を図る。

(3) 企業の誘致対策

本県の過疎地域等の持つ豊かな自然と独特の伝統文化等の地域資源を生かし、環境保全に配慮しつつ、観光産業等の誘致を推進するとともに、農林水産加工品の供給等関連産業への経済効果の波及拡大を図り、あわせて、地域の特性や企業ニーズを踏まえ、地元自治体と連携して、企業の誘致を促進する。

(4) 起業の促進

県においては、(公財)沖縄県産業振興公社を中核とする総合支援体制を構築し、新産業の創出や新規企業の育成を図るとともに、コンサルティング事業などを実施し創業に取り組む者や創業間もない事業者に対する支援を行っている。

過疎地域等においても、この支援事業等の活用を通して、地域の特性を生かした起業を促進する。

また、県商工会連合会及び地域の商工会、商工会議所と連携して創業支援に取り組んでいく。

(5) 商業の振興

人口集積が小さい過疎地域等の商業は、地域の購買力が弱いため、商店数も少なく、その経営形態もほとんどが小規模零細である。また、これらの地域における消費動向は衣料品など買回品の購買のほとんどが市部に流出しており、食料品や日用雑貨など最寄品の購買も地元外への流出が多い状況にある。

このような状況において、過疎地域等における商業振興を図っていくためには、観光地としての優位性を活かし、域外客への販売商品の増大に努めるとともに、地元客のニーズに対応できる商業を展開し、購買力の域外流出を極力防止していく必要がある。

域外客の増大については離島フェアなどのPRの機会を通し、地元産品の認知度向上、販売促進を図る。

地域商業の活性化を推進するためには、地域商工会等による経営改善指導等の強化及び小規模企業対策資金など県融資制度の活用を図り、また、商店街がある地域においては商店街振興組合をととした講習会を実施する等、地元客を繋ぎ止める支援をするとともに、域外客にとっても魅力ある商店づくり等を推進する。

(6) 観光の振興

本県を訪れる観光客のニーズが多様化し、付加価値の高い旅行やより本質的な価値を求めるニーズが高くなっている中であって、本県の過疎地域等は、亜熱帯海洋性の気候風土やサンゴ礁の海辺等の豊かな自然環境に加えて、独自の伝統文化を有するなど、魅力的な観光地の形成を図る上での良好な条件を備えている。

このことから、これらの地域資源を生かした観光の魅力づくりや観光客受入れ体制の整備など地域総体としての魅力の向上を図るとともに、関連産業間の連携を強化し、観光を軸とした地域経済の波及効果の拡大を促進する。

地域資源を生かした観光の魅力づくりについては、サステナブル(持続可能)／レスポンシブル(責任ある)／ユニバーサル(誰もが楽しめる)・ツーリズムの推進を念頭に置きながら、エコツーリズム、アドベンチャーツーリズム等の新たな観光ニーズに対応した条件整備を図るとともに、自然や文化等の個性を生かした魅力ある体験滞在プログラムの開発や観光資源の掘り起こしなどにより、体験・滞在型観光を推進する。また、地域の伝統芸能等を活用したイベントの開催、地域の魅力や観光メニュー等各種観光情報の発信を図る。

また、外国人観光客の誘致を図るため、東アジア地域のリピーターや自然・文化に関心の高い欧州客を視野に入れ、多言語による離島情報の発信を強化するとともに、海外旅行社の招へい等により旅行商品の造成を促進する。

観光客の受入れ体制の整備については、空港、港湾等の観光関連インフラの整備を推進するとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、亜熱帯海洋性の自然特性を生かした新たな観光資源の開発整備やビーチ、マリーナ、海浜公園等の海洋レクリエーション施設の整備促進、都市地域との交流施設の整備を推進する。また、観光地や公園周辺の修景緑化を進め、環境の美化に努める。さらに、観光関連従事者の研修等人材の育成に努めるとともに、地域住民や関係団体等が連携して観光客を受け入れる体制づくりを推進する。また、多様なニーズに対応した宿泊施設の整備を促進するほか、働きながら過疎地域等での休暇を満喫できるワーケーションの普及促進に取り組む。

関連産業間の連携の強化については、観光リゾート施設における県産食材の需要に十分対応できるよう、農林水産業の生産・流通体制を強化し、安定的な供給体制の確立を図る。また、地域の食材等を生かした魅力的な観光土産品の開発に努める。

(7) 新たな産業の振興

海洋環境・海洋資源の保全とともに、経済の活性化や地域振興を実現する施策として、海の恵を利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」が注目されている。国内有数の広大な海域を有する本県にとって、「海洋」は県土全域の持続的な発展を支える重要な領域であり、特に、その多くが海洋環境・資源に囲まれる本県の過疎地域等においては、成長の可能性を秘めた新たな産業分野としても期待される。そのため、県が推進するブルーエコノミーに関する各種施策の展開においては、過疎地域等の地理的特性を最大限に生かしていく観点を持つとともに、地域の活性化にも資するよう、関係市町村と連携して取り組んでいく。

(8) 就業の促進

地域社会の維持と持続可能な地域づくりに向けては、産業及び雇用機会が限られた地域においても就業が可能な様々な人材を積極的にサポートする体制を整えることが重要である。

1 そのため、地空いた時間等を活用してテレワーク業務に従事する地域住民が単価の高い
2 業務を安定的に受注できるテレワーク拠点の環境整備に取り組むなど、「時間」「場所」「組
3 織」に関する多様な働き方の実現に向けた施策の充実を図り、若者にとって魅力ある職場の
4 創出、育児や介護等をしながら働き続けられる柔軟な労働環境の整備を進める。

5

第3節 施策展開の支える取組の推進

1. 移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成

【移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成の方針】

過疎地域等の条件不利性を克服し、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、移住者の持続的な受け入れによる人口の社会増の拡大、地域間交流等を通じて地域と様々なかたちで関わりを持つ関係人口の創出及び地域社会の担い手となる人材の確保・育成が重要である。

このため、移住の促進については、移住者受入に係る就業や住宅確保などの課題に係る先進事例等の共有を図るなど、市町村の創意工夫による移住者受け入れを支援するとともに、県外における移住相談会の開催や移住応援サイトの運用等を通じて、就業や住宅住宅確保、子育て支援など移住を検討する上で必要な情報を積極的に発信する。また、市町村と連携して移住施策等に取り組む中間支援組織の機能拡充を図る。

地域間交流については、過疎地域等の豊かな自然や独特の伝統文化を生かし、各種のツーリズムや児童生徒の体験交流等を行う。また、ワーケーションの誘客や地域の現状や課題等を学び・体験・交流するモニターツアー等を実施し、地域とのつながりを促進することにより、関係人口の創出を図る。

地域社会の担い手となる人材の確保・育成については、地域おこし等を実現するために必要な専門知識、ノウハウ、経験を有する人材の育成、地域おこし協力隊などの外部人材の誘致、地域おこしに取り組む関係者のネットワークを充実・強化、地域住民が地域課題に接する機会の拡充に取り組むほか、関係市町村と連携し、地域内外の若者等を呼び込むことができる特定地域づくり事業協同組合制度等の活用による雇用環境の整備を促進する。

(1) 移住の促進

移住の促進については、移住者受入に係る住宅確保などの課題、移住相談窓口の設置などの先進事例等の共有をするとともに、市町村における空き家活用に向けた取組を支援するなど、市町村の創意工夫による移住者受け入れをの促進を図る。

また、県外における移住相談会の開催や移住フェアへの出展、移住体験ツアーの開催及び移住応援サイトの運用を通じて、就業や住宅確保、子育て支援など移住を検討する上で必要な情報を積極的に発信する。

その他、地域における移住者の受入体制を強化するため、市町村と連携して移住施策等に取り組む中間支援組織の機能拡充を図る。

1 (2) 地域間の交流の促進

2 本県の過疎地域等は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁
3 の海に代表される豊かな自然、独特の伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。ま
4 た、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした資源を有している。

5 これらの資源は、人々にとってゆとりや潤いのある生活をもたらす魅力的なものであり、観
6 光レクリエーション、健康増進の場、いやしの場、青少年の健全育成の場として活用すること
7 により、都市住民等との地域間交流を一層活発化する手段となり得る。

8 地域間交流への取組は、地域の知名度アップ、特産品開発や消費の拡大、新たな就業
9 の場及び関係人口の創出、地域人材の発掘、UJIターン者の増加などの効果をもたらすほ
10 か、地域の魅力に対する住民の意識が高まるなど、様々な面で地域活性化に大きく貢献す
11 る。

12 これらの地域資源を活用して、体験・滞在型のエコツーリズム、アドベンチャーツーリズム
13 等の多彩で付加価値の高い観光を促進するとともに、児童生徒の交流などの地域間交流に
14 取り組む。

15 このため、地域自然・文化等に精通したガイド、インストラクター等の養成に努めるとともに、
16 民泊を含めた体験滞在プログラムの開発・改善を行うなど、地域住民が主体となった受入れ
17 体制の整備を促進する。

18 また、地域特有の魅力を広く発信するとともに、地域からの積極的な情報発信ができるよう
19 サポートすることで、認知度向上を図る。

20 さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による影響でテレワークを本格的に導入する企業
21 が増えたことにより、ワーケーションなど働き方等の多様化が注目されている。ワーケーション
22 の希望者においては、単に観光地で余暇を過ごすだけではなく、地域との交流や関わりの
23 場を求める傾向にあるため、企業やワーケーションに関心がある個人事業主等に対する誘
24 客活動に取り組む。また、県内の過疎地域等においては、人口減少や担い手不足をはじめ
25 とする地域課題の解決が叫ばれる中で、地域と多様に関わる関係人口の創出が求められて
26 いる。そのため、地域の現状や課題等を学び・体験・交流するモニターツアー及び地域の人
27 材育成に向けた研修等を実施し、受入体制の強化を図るとともに、地域とのつながりを促進
28 することにより、再訪意欲の向上や地域に多様な形で関わる関係人口の創出を図る。

29 このような取組により、過疎地域等の交流人口、リピーター、関係人口を増やし、域外との
30 人的ネットワークを構築し、その新たな視点と知識を積極的に活用することで、地域の資源を
31 再評価、再発見し、さらなる地域活性化を図る。

33 (3) 地域社会の担い手となる人材の確保・育成

34 過疎対策においては、企業誘致や大規模な観光開発事業などの「外来型開発」のほか、
35 地域の外との交流や関係により得られる知見やネットワークを生かしながら、地域内の資源

や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による「内発的发展」を目指していくことが重要である。

過疎地域等の優れた資源を磨き上げ、国内外での販路開拓を進め、地域内外との経済・資源の循環を創出し、地域の価値を発展させ、地域経済の活性化を推進するためには、それを担う人材の育成が重要であることから、地域おこし等を実現するために必要な専門知識、ノウハウ、経験を有する人材の育成に取り組む。

一方、過疎地域の小規模離島等においては、民間事業者だけでなく自治体においても人材の不足が課題となっており、地域内の人材のみで内発的发展を目指すには限界もあることから、地域おこし協力隊や自治体業務経験者など地域外の人材を誘致し、地域が抱える問題解決や地域力の維持・強化を促進するとともに、地域おこしに取り組む外部人材も含めた関係者間のネットワークを充実・強化するなど、積極的なサポートを行う。

また、過疎地域等は人口が少ないため、地域社会における一人一人の役割が大きいことから、地域住民が地域課題に主体的に関わっていくことが重要となる。そのため、公民館活動、ワークショップ、他地域との交流等、地域課題に接する機会の拡充を促す。

その他、過疎地域等では事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少なく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することが難しいといった状況が、人口流出の要因や UJI ターンの障害になっていると考えられる。そのため、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を通年で雇用した上で、それぞれの地域事業者に派遣することができる特定地域づくり事業協同組合制度の複数市町村を活動範囲とした活用などについて、関係市町村と連携しながら地域の要望に応じて支援することで、安定的な雇用と一定の給与水準を確保した職場を増やし、地域内外の若者等を呼び込むことができる雇用環境の整備を促進する。

2. 地域における情報化

【地域の情報化に向けた方針】

本県の過疎地域等は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島地域にあるため、地域の情報化の促進を図ることは、地理的不利性を克服し、定住条件の整備と産業振興を図る上で不可欠である。

このため、情報通信基盤の整備については、デジタル社会に対応するため、民間通信事業者、関係市町村及び国と連携を図りながら、都市部と同等の環境整備に取り組む。

デジタル社会に向けた地域情報化の促進については、各圏域の地域特性に考慮しつつ、先端 ICT に対応した社会システムの構築や産業のデジタル化による競争力強化を民間通信事業者や関係機関と連携して取り組むほか、新たなビジネスモデルの実証事業等の場として過疎地域等の活用を促進し、先端技術の取り込みを図る。

その他、地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための事業を市町村等と連携して取り組む。

(1) 情報通信基盤の整備及び地域情報化の促進

ICTは時間と距離の制約を克服し、地球規模での交流や様々な活動を急速に拡大させており、社会経済のあらゆる分野において果たす役割は重要である。

多くの離島を有する本県においては、過疎地域等においても都市部と同等の情報通信環境を確保するため、海底光ケーブルや光ファイバ網の整備、地上デジタル放送及び中波ラジオ放送の受信困難地域の解消、携帯電話の不感地域の解消に取り組んでいる。

情報通信基盤の整備については、民間が主導的役割を担うことが原則であるが、民間通信事業者の自主的な整備が困難な過疎地域等においては、民間通信事業者、関係市町村及び国と連携を図りながら、引き続き、環境整備に取り組む必要がある。

先端 ICT に対応した社会システムの構築については、生活の利便性の向上を図るため、特に、自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、ICTを活用した遠隔医療等の推進、デジタル知能指数(DQ)の向上等に取り組む。

また、過疎地域等における産業については、デジタル社会に対応した生産性の高い産業構造へと転換するため、全ての産業についてデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組を加速していく。

その他、先端 ICT に対応した社会システムの構築や新ビジネスの創出に向けては、新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証事業の場(テストベッド)として過疎地域等の活用を促進し、先端技術の取り込みを図る。

1 (2) ICT を活用する能力の習得に向けた機会の提供

2 近年、IoT、AI、RPA(Robotic Process Automation)などの革新的な技術を活用して、人々
3 に豊かさをもたらす「超スマート社会(Society5.0)」の実現が提唱されている。

4 特に過疎地域等においては、担い手不足が深刻化する中で、条件不利性を改善し、少な
5 い人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として、これらの技術への期待
6 は高い。

7 これらの技術を地域の課題解決に活用していくためには、5G 基地局や光ファイバ等の
8 情報通信基盤の整備に加え、地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得することが
9 重要であることから、過疎地域持続的発展支援交付金等を活用し、市町村等と連携した事
10 業を実施する。

沖縄県過疎地域持続的発展方針 (令和8年度～令和12年度)

沖縄県企画部 地域・離島課
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL (098) 866-2370
